



Title	麹氏高昌国時代ソグド文女奴隸壳買文書
Author(s)	吉田, 豊; 森安, 孝夫; 新疆ウイグル自治区博物館
Citation	神戸市外国語大学外国学研究. 1989, 19, p. 1-50
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/18715
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

麴氏高昌国時代ソグド文女奴隸壳買文書

吉田 豊 森安 孝夫
新疆ウイグル自治区博物館

- § 1 緒 言
- § 2 墓葬状況と出土文書
- § 3 テクストと和訳
- § 4 訳 注
- § 5 解 説
- § 6 語 彙
- § 7 参考文献と略号

§ 1 緒 言

新疆ウイグル自治区は中国西北部の広大な領域を占め、古来幾多の民族が集
い住んできた所である。勤勉で生活の知恵に富んだ新疆各族の人民は、この豊
かな大地の上で生存・繁栄し、燐然たる古代文明を形成し、史上に光り輝く足
跡を残してきた。世に有名な「シルクロード」も、この新疆を通っていたので
ある。

新疆の多くの地方は気候が乾燥し、降水量が極めて少ないため、古代各時期
の人類の活動の遺跡や遺物、とりわけ各種の古文字資料が奇跡的に今日にまで
保存され得たのである。新中国成立前後、新疆では幾多の貴重な古代語文獻が
出土した。漢文の他には、新疆の古代の兄弟民族の文化を反映するカロシュテ
ィー文・サンスクリット文・トカラ文（A B二種）・コータン文・ソグド文・
パルチア文・中世ペルシア文・近世ペルシア文・アラビア文・チベット文・突

厥文・ウイグル文・チャガタイ文・モンゴル文・満州文等々の古文字資料があった。これらの出土文献がこの地域の古代史研究上にもつ重要な意義のゆえに、これらは当然のごとく中国内外の学者の熱い視線を浴びるに到った。

新疆ウイグル自治区博物館（ウルムチ市）の「新疆歴史陳列」中には、古民族文字で書かれたいくつもの文書が展示されている。本稿で紹介するソグド文売買契約文書はその中の一点である。これは1969年、トゥルファン盆地、アスターの第135号墓（69 TAM 135）より出土したものである。同じ墓より出土したものに、二点の漢文文書があるが、これらは既に公刊されている。ただ中国国内にはそれまでのところソグド語の専門家がいなかったために、本ソグド文書について研究・公表する機会がなかった。しかし1987年夏、日本より大阪大学文学部助教授・森安孝夫が、三菱財団人文科学研究助成金による中国学術調査行の一環として、新疆ウイグル自治区博物館を訪問し、この重要にして未発表のソグド文書に注目して日中共同の合作研究を提案したことによって、状況は急転直下をみせた。博物館側はこの提案を受け容れ、森安に文書の筆写を許可した。帰国後、森安はソグド語の専門家である吉田豊（当時四天王寺国際仏教大学講師、現神戸市外国语大学助教授）に解読を委嘱し、共同研究の下準備を整えた上で、1988年5月、二人してウルムチを訪れた。そして数日間にわたる調査・討論の後、本文書を日中共同の研究として出版することに双方合意し、正式の協議書に調印した。今ここに発表するのがその成果である。

これは新疆ウイグル自治区博物館が国外の学者と行なう初めての共同研究である。この間、双方の交渉に協力された新疆ウイグル自治区政府文化庁文物所の韓翔所長、並びに当時ウルムチ滞在中であった立正大学助教授・梅村 坦氏、そして資金的援助をされた三菱財団に対し、改めて感謝の意を表す。今回の成功が、今後の新疆ウイグル自治区各研究機関と国外研究者との合作のよきモデルケースとならんことを、念願するものである。

§ 2 墓葬状況と出土文書

1969年春、トゥルファン盆地アスター村の北で水渠（用水路）を建設中、渠道が古代の墓葬地区を通過したために、一群の古墓を破壊するに至った。新疆ウイグル自治区博物館はこの知らせを聞くや、すぐさま一隊の作業チームを組織して派遣し、応急的発掘を行なった。本論で問題にする墓はその中の一つであり、69 TAM 135 の編号を付けられている。

この墓の構造は当地方でよく見られる傾斜した墓道をもつ横穴式墓で、入口は南を向いている。墓道の前端は、東西に走る一本の渠道によって既に破壊されていた。墓道の開口部（地表面）の長さは約 6.5 m、前端は幅約 1 m、後端は幅 0.55 m。傾斜した墓道の最深奥部（底）の横幅は 1.24 m、地表からの深さ約 3.3 m。その墓道の尽きる所に、墓室へ通じる一つの前室があり、その高さは 0.8 m、幅 0.68 m、奥行き 0.4 m である。墓室の平面は四隅の丸い長方形をしており、底部の東西の幅は約 2.5 m、南北の長さは約 2.2 m、高さは約 1 m である。すでに盗掘によって荒らされていたために、入口を封じていた泥レンガが取り壊され、墓室の大部分は流れ込んだ土砂におおわれていた。この土砂を取り除く作業中に、二つの泥俑と一つの草俑、そして一緒に重ねて折りたたんであった漢文とソグド文の文書各一枚を検出した。このうちの漢文文書は「高昌延寿五年（A.D. 628年）趙善衆買舍地券」（cf.『吐魯番出土文書』第三冊、図二および243-44頁、北京、文物出版社、1981年12月刊）であり、ソグド文書の方が本稿で取り上げるものである。このほか、草俑の頭部からさらに一枚の漢文文書「田婆泰夏田券」の断片（cf. 同上書、245頁）が出てきたが、それは書式より判断して、同じく麹氏高昌国時代のものである。

墓室に流れ込んだ土砂を取り除くと、一体の死体が現われた。それは葦のムシロ（アンペラ）の上に仰むけにして横たえられ、頭を西にし、足は東に向けてまっすぐに伸ばしており、麻の掛布で覆わされていた。被葬者は中年男性である。ただしこの被葬者と、上述の出土文書とに直接の関係があるかどうかは、

現時点では不明である。

この墓の構造によって推断するに、これは初唐（貞觀年間）に造られたものであろう。出土文書中の紀年と合わせて考えると、死者が埋葬された年代はおそらく貞觀十四年（A.D. 640年）ないしその直後と思われる。

草俑の頭部から出土した明らかに二次利用された文書断片はさておき、本墓より出土した二枚の文書の形状は次の如くである。

所蔵番号 69 TAM 135:1 (分 0777)

- 縦 46.5 cm × 横 28.5 cm (ソグド文を横書きとみて) の一枚完全紙
- 明るいベージュ色ないし灰白色、中手の薄い方、目の細かい漉き縞あり、漉きムラはほとんどないが繊維は所々に少しずつ残る、表面はかなり滑らか、柔かいが腰はしっかりしていて丈夫そうな紙、中上質
- ソグド文24行 (以下余白)、表の末尾の裏にソグド文1行、一画一画丁寧に書かれたソグド文字

所蔵番号 69 TAM 135:2

- 縦 28 cm × 横 39 cm の一枚完全紙 (ただし左下端に少し破れあり), 折り跡あり
- うすい灰褐色ないしうすい黄土色、中手か中手の薄い方 (全面を台紙に貼りつけてある), 中～中下質
- 漢文12行、裏は空白らしい (台紙に貼りつけてある), ややくずしてあるクセの強い漢字、証人・立会人のサインの部分も本文と同筆にみえるので本文書は埋葬用の復制品であった可能性がある (『文化大革命期間出土文物 第一輯』文物出版社, 1972, p. 112 に良好な図版あり)

この二枚は一緒に重ね合わせて折り畳まれた状態で出土した。漢文の方が外側にあったため少し傷んでいるのである。ソグド文書の方に現在は折り跡がよく見えないが、もとはあった。

§ 3 テクストと和訳

テクスト

Recto

1. srð'w 'my cyn'ncknð'y y'(n)cyw þyw RBkw 'yrtp'yr w"n 10-wxwšw
srð "z pr pncmy
2. m'xyh cyn'w rty s̄ywðy'w xš'wmsþ'yc m'γ^{sic} xwynty pr k's srð
'wy 'þtwysth
3. KZNH ty xr'yn 'wy cyn'ncknð'y 'wyh w'rccnyh pt'ycw n'þw šmny
y'nsy'(n)^a
4. 'xw 'wt' BRY c'n kwtr MN wxwšwþyrt MN twð'kk BRY
5. sm'rknðc ð'yh cwy'kkh^b kwtr'nch 'wyh twrkstny z'tcwh 'wp'ch
6. ty n'mh pr 120 ðrxm šyrw kr'nw p'rsxwstw rtyn 'xw šmny
y'nsy'n
7. m'yð ð'yh 'wp'ch KZNH xr'yn trxr'ytw 'pwp'rw 'pw 'stw 'pw
šk'rw
8. 'pwyx's "ykwncw xypð BRY npyšn pðy 'PZY 'wzyh KZNH 'PZYšn
wþyw
9. šmny y'nsy'n xwty 'PZYšy 'xw BRY 'PZY 'xw npyšn 'PZY 'xw
pðy 'PZY ZKh
10. 'wzyh pr k'm'kw x'w't rnp'tw þynt't pr'yð't np'kw 'wsty't
11. r'tw þxš't prþxš't wn'tw wyspy 'cwytyšn "ðprmw k'm't
12. 'krty KZNH 'YKZY ZKw 'ptrk'ncw ny'k'ncw wysy-z'tcwh
'kwšz'tcwh nyz'tcw
13. ð'yh 'PZY pr ðrxm xr'ytcw "ykwncw xypð rty w'št pr'ymyð ð'yh
14. 'wp'ch wxwšwþyrt ðyw^c 'PZY 'pw'rt'k MN wyspn'cw wtšn'kw ty

15. wyðr'ñkw rty ZNH ð'ypwsty 'M pcwry prþrmykw wyspy n'þyh
šwyn'k^d prm"n
16. ty xwt'w ty 'kw wrnyk'm rtyn 'ky-mw ð'ypwsty þr't 'PZY ð'r't
rtyn
17. 'xw m'yð ð'yh 'wp'ch pcxš'tw 'PZY pr'yp'tw 'PZY ð'yh ð'r't
pr'ymyð
18. yw'r 'YKZY-my 'xw ð'ypwsty ZNH yw'r MN npxšt' rty 'wð wm't
19. tyšr't 'xw cwn'kk BRY m'ymrγc n'mo'r 'xw xwt'wc BRY
20. sm'rknðc pys'k 'xw krz BRY nwcknð'k nyz't 'xw nnykwc
21. BRY 'kwš'nyk rty npxšty ZNH ð'ypwsty 'wxw'n ZKn pt'wr BRY
22. pr pt'wr ðp'yrptw "p'rs ty pr wxwšwþyrt prm'nwh 'PZY 'wp'ch
23. pts'nynt
24. cyn'ncknð'y ðp'yrptw pt'wr zn'x

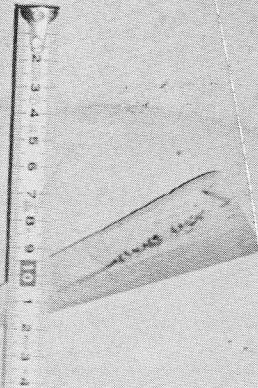
Verso

ð ſmny y'nsy'n

^a 行末で -n の尾の殆んどが失なわれている；^b -y- は下部のインクがかすれて -t- のように見える；^c -y- の読みは確実ではない。実際には -y-, -~, -n(~z)- の中間の形をしている；^d -y- の読みは必ずしも確実とは言えず、圧し縮められた -' のように見える。

and the first time I ever saw him he was a boy of about 12 years old. He was a very tall, thin, gaunt boy with dark hair and eyes. He had a very pale complexion and looked like he had been ill for some time. He was wearing a simple, light-colored shirt and trousers. He was standing in a field, looking off into the distance with a somber expression. I asked him if he wanted to come with me, and he nodded his head. We walked together through the field, and I could see that he was very weak and frail. He was unable to walk far without resting, and I had to support him at times. We eventually reached a small town, where I found a doctor who examined him and gave him some medicine. The doctor said he had a fever and was probably suffering from a disease called "malaria". I took him to a hospital, where he was admitted and given proper medical treatment. After a few days in the hospital, he began to improve and was able to walk again. I took him home with me, and he stayed with me for several weeks, during which time I took care of him and helped him get stronger. He eventually recovered completely and was able to return to his family. I never saw him again, but I will always remember the young boy I met in the field.

(Our very敬愛的先生)



和 訳⁽¹⁾

歳は、高昌(国)の延寿、神なる大イルテベル王の16年であった。中国語で五月、ソグド語で xš'wmsβ'yc 月(=12番目の月)と呼ばれる。豚の年の27(日)に。

かくして高昌の市場で、人々の前で、c'n (=張?) 姓の 'wt' の息子である沙門 y'nsy'n が、twδ'kk の息子である wxwšwβyrt から (5) サマルカンドの女奴隸、cwy'kk 姓の女でトルキスタン生まれの 'wp'ch という名のものを、とても純度の高いペルシア製の 120 ドラクマで買った。

沙門 y'nsy'n は、この女奴隸 'wp'ch を買い戻されることなく(?)、借金なしで、(持参した)財産なしで、追奪なく、非難されることなく、永久財産として、(また)息子、孫、一族及び子孫(?) (のものとして)買った。それで沙門 y'nsy'n 自身と彼の息子、孫、一族及び(10)子孫は、彼女を好きなように打ち、虐待し、縛り、売り、人質とし、贈り物として贈与し、何でもしたいことをしてもよい。ちょうど父祖伝来の、家で生まれた、側で生まれた(?)、自家で生まれた女奴隸や、ドラクマで買われた永久財産に(に対する)ように。この女奴隸 'wp'ch に関して、wxwšwβyrt は無関心(?)で、すべての旧い(権利)から離れ、(15)強制力を持たなくなった。この女奴隸文書は、すべての人々、(すなわち)旅にあるもの、定住しているもの、王、大臣に対して効力があり、説得力がある。この女奴隸文書を携え保持するものは、この女奴隸 'wp'ch を受領し、連行し、女奴隸として保持してもかまわない、このような、女奴隸文書中に(既に)書かれたような条件で(?)。

そこには cwn'kk の息子 tyš'r't, xwt'wc の息子でマーイムルグの n'mδ'r, krz の息子で(20) サマルカンドの pys'k, nnykwc の息子でヌーチカンスの nyz't, クシャーニヤの [] がいた。

この女奴隸文書は、pt'wr の息子の 'wxw'n によって書かれた。書記長 pt'wr の許可により、wxwšwβyrt の命令で、'wp'ch の同意の下に。

(1) 訳文中の(丸括弧)は、文意を補足するために筆者が付け加えた部分であることを示す。なお

高昌の書記長 pt'wr の印(?)

Verso

女[奴隸文書] 沙門 y'nsy'n

§ 4 訳 注

1-1. srδ'w: このような語形は従来在証されていない。ムグ文書中の契約文書 B-4, B-8 の冒頭部は, 'LKŠNT 'YKZY ZKn...MLK'...ŠNT "z 「…王の…年であった年に」で始っており, 本文書の srδ'w は機能の上では 'LKŠNT に対応しているように思われる。それ故ここでは「歳は」と訳した。しかし, srδ'w の ideogram が 'LKŠNT であったかどうかはわからない。srδ'w は srδ 「年(=ŠNT)」と接尾辞 -'w から成っている。この接尾辞は「～語で」を意味するが, その意味はこの語にはそぐわない。一方 'LK はアラム語では “these” を意味し, 'LKŠNT が上記のような文脈で使われる理由は明らかではない, V. A. Livšic 1962, pp. 48-49 参照。⁽²⁾

1-2. cyn'ncnδ'y 「中国人の城」が「高昌」を表わすことについては GMS §1040 及びそこで言及された参考文献参照。とくに V. Minorsky 1937, p. 271 では, Chinānjkath がトルコ語の Qočo と等しいことをいうビールーニーの記事を挙げている。

1-3. y'ncyw: 高昌国王麴文泰の年号延寿 (jän ū⁽³⁾) の音写形と考えた。
高昌国の年号で16年目が豚の年に当たるのは, 延寿16年 (=639 A.D.) だけであ

本文書には, 初出で意味が十分明らかではない語が多いが, それらの翻訳に際しては, 煩を避けるために, 疑問符 (?) の使用を最小限にとどめた。その訳に到った理由や他の解釈の可能性は, 訳注により諒解されたい。

(2) Ideogram 'LK については Sims-Williams 1986a, p. 421, n. 3 も参照せよ。'LK に対応するソグド語の問題は, もう一つの ideogram 'LH (<Aram. 'lh “these”, cf. Sims-Williams 1983, p. 138, n. 59) の問題とあわせて考察されるべきであろう。

(3) 漢字音には, B. Karlgren 1957 の再構した中古音を与えてある。

(4) 高昌国の年号については佐藤(智) 1979, p. 10; 吳震 1981, p. 46 を参照した。

り、発音の点でもほぼ一致するのでこのように比定した。因みに「墓葬状況と出土文書」の項で述べたように、本文書と同じ墓から出土した漢文文書が、延寿5年(628 A.D.)のものであることもこの比定を支持する。延寿の延(jān)を *y'n* で音写することに問題はないが、寿 *žiəu*⁽⁵⁾ を *cyw* で写す理由は明らかではない。ソグド文字の c は破擦音 [tʃ], [dʒ] を表わし、摩擦音 [z]⁽⁶⁾ は文字 z⁽⁷⁾によって表わされるからである。この当時高昌国で用いられていた中国語の発音は、『切韻』に代表されるような中国本土のそれと少しく異っていたのかもしれない。

なお、ソグド語文献に漢語の年号が現われるのはこれが2度目である。もう一つの例は、仏典の奥書きに見出される唐の年号「開元」である：

k'w srγc'nch knδh 'wyn βγy βγp'wr x'y 'nkwyn 16-myk srδy "z
(Intox. 34) 「洛陽城で、神なる天子の開元16年 (=728 A. D.) であった」

1-4. *βγw*: *βγ-*「神」の活用形と考えた。*-w* は単数・対格の語尾であるが、この文脈での機能は不明である。王の称号に *βγ-* が含まれることは珍しくない。例えば上記の中国皇帝の称号を参照せよ。

1-5. 'yrtp'yr: 古代トルコ族の称号 iltäbär のこと。Bombaci は漢文史料に「俟利發，希利發，意利發，頡利調發，頡利發，頡利吐發」その他様々の形で現われる称号を諸史料より博搜し、これを古代トルコ族の称号 iltäbär/iltäbär だと結論付ける大論文を発表した (Bombaci 1970)。もちろん、俟利發を iltäbär に比定する説は1910年の F. W. K. Müller 以来、多くの学者が唱えてきた所ではあったが、一方で P. Pelliot をはじめとする異論も多かったのである。Bombaci は iltäbär を三つのカテゴリーに分類したが、そのうち

(5) ソグド語の人名に頻出する要素-*y'n*「恩恵」は漢字「延」によって音写される、cf. D. Weber 1972, pp. 200-03.

(6) ソグド文字と音素及び発音の関係については Sims-Williams 1981b 参照。

(7) 最近吳其昱(『敦煌学』第12輯, 1987, pp. 1-4)は、年号を含まないP2の奥書きに触れ、762 A.D. に書かれたものとした。彼の年代比定は、*βγβ'r* (P2, 1234) が「天子」に当たるソグド語 *βγβw* の誤写であるとする解釈に基づいている。しかし *βγβwr*「天子」というソグド語形は存在しないので、彼の説は牽強付会と言うべきであり、Henning 1946, p. 726 の解釈より優れているとは言えない。

重要なのは次の二つである：①遊牧トルコ族自身の中で主要な部族・種族の長⁽⁸⁾に与えられるもの、②遊牧トルコ族に服属した中央アジアのオアシス都市国家（突厥内のソグド人コロニーも含む）の君長に与えられるもの。②の代表として挙げられている高昌国に関する史料には、まず、いずれもトゥルファン盆地内より出土した以下の三点がある。

- ④ 建昌元年乙亥歳（555 A.D.）寧朔將軍麴斌造寺碑碑陰：「无亥希利發高昌王麴寶茂」
- ⑤ 延昌三十九年己未歳（599 A.D.），大品般若經跋文：「摩訥希利發高昌王麴乾固」
- ⑥ 延昌四十年（600 A.D.），大品般若經跋文：「希利發」

これらの出土史料を、正史の記事より知られる鉄勒や突厥という遊牧トルコ族⁽⁹⁾と高昌国との間の密接な統属関係の中に置いて考えれば、高昌王がトルコ族に服属する証しとしてその称号「希利發（iltäbär）」を戴いたことにほとんど疑いはなかった。ただ本文書の出現によって、従来、歴史的にみて当然この称号を有していたと推測された麴文泰（在位619－640年）がやはりそうであったことが確認されたし、また「希利發=iltäbär」の比定も磐石のものとなった。文字 r によって [1] を写すのは、文字 r に補助記号を付けて [1] を表わす方式が確立していなかったからであろう。ただし Ixe-Höşütü 碑文にはカルクの首長の称号として ertäbär という形がみえるから、もとは外国語の称号 irtäbär/ertäbär であったものが、フォーク=エティモロジーで iltäbär/eltäbär (Hamilton 説によれば「一国ないし一民族を保有せる者」) となった可能性 (Bombaci 1970, pp. 25, 51) も否定できない。

ところで本文書には $\beta\gamma w$ RBkw 'yrtp'yr 「神なる大イルテベル」とある。「大イルテベル」はトルコ語の ulu γ iltäbär に対応するに違いない (cf. Bombaci 1970, pp. 11, 52)。他方、 $\beta\gamma w$ が上掲史料④⑤の「无亥」「摩訥」

(8) これについてはさらに詳しく護 1967, pp. 398-438 に論じられている。

(9) cf. 王國維「高昌寧朔將軍麴斌造寺碑跋」『觀堂集林』卷20所収；Bombaci 1970, pp. 4-5, 58；嶋崎 1977, pp. 83-99, 286-87, 328-34；馬雍 1986.

に当たるかどうかは、音韻上も意味の上でも確定できない。また「无亥」を、
トルコ族間によく知られた称号「莫賀」・「莫何」に簡単に比定するのも慎重を
要する。

1-6. w' n: 王号の末尾に立つこの語は、漢語の王 *jiwang* の音写に違いない。声母が w- で写されることについては、ウイグル文字による転写 *w'nk*,
チベット文字による *wang* を参照せよ。⁽¹¹⁾ 韵尾 -ng がソグド文字 -n によって表記された例には、ソグド語の *Ancient Letters* 中の地名 *kymzyn* (=金城
kiem žjāng) 及び *kc'n* (=姑臧 *kuo tsāng*) がある、Henning 1948, pp. 609-10 参照。また Henning 1944, p. 139, n. 3 は、P 8 の廻向文中のソグド人の姓 *x'n* を康 *k'āng* に比定した。本文書には外にも、-n によって漢語の -ng を表記していると思われる例がある。それについては下記参照。本文書より後の時代に書かれた文献には、ソグド文字によって漢文仏典を音写した資料⁽¹²⁾ がいくつかあるが、それらでは漢語の -ng は（当時の中国語の方言的特徴として鼻母音化して表記されない場合は除き）、-nk と転写されている。この違いは次のように説明されるだろう。音素として η を持たないソグド人は、初め漢語の -ng[-ŋ] を -n によって表記した（或いは -n として受け入れた）。しかし、後に漢語との接触を深めた東トルキスタンや中国本土のソグド人は、漢語の -n と -ng⁽¹³⁾ を区別するようになった。

1-7. "z: 語形の由来と意味については I. Gershevitch 1974, pp. 200-05 参照。

2-1. *cyn'w* 「中国語で」: *cyn* 「中国」に「～語で」を意味する接尾辞 -'w が付加された形式。コータン語 *cimgau* も参照せよ。

2-2. *xš'wmsβ'yc m'γ*: ソグド暦の12番目の月の名前。この月の從來在証

(10) 例えば、cf. 馬雍 1986, p. 363.

(11) 各々、庄壆内 1986, p. 41; 高田 1988, p. 392, No. 0956 参照。

(12) 現在までのところ吉田が調査し得たのは次の4種の文献である: TIIT1(?) = So 14, 830 (cf. O. Hansen, 1968, p. 84, n. 2); Mainz 160+Mainz 624; TITDIIIy 107; 大谷探検隊将来 流沙残次 No. 5 verso。これらのうち Mainz のものについては、近く論文を発表する予定である。

(13) 鶯鶡子 'eng miū tsi の音写形 'ym'wtsy (SCE 144, 315, 352) を参照せよ。

(14) e.g. *xwnk* = 功 *kung* (Mainz 160+Mainz 624).

されている名称 'xšwm 或いは (')xšwmyc には -s β 'yc の要素は見あたら
⁽¹⁵⁾ない。トゥルファン出土のマニ教ウイグル語の暦 (1003-1004 A.D.) にはソグ
ド語の月名が見出されるが、そこでも 12 番目の月名は 'xšwms'pc (或いは
'xšwms'pp?) と読まれ、やはり従来知られているものと少しく異なる。
⁽¹⁶⁾-s β 'yc, -s'pc は各々 [-saſtʃ], [-ſaſtʃ] のような発音を表わしたものであらう
か。

高昌国の暦が中国本土のものと同じであったとは考えにくいが、大きく異な
っていたとも考えられない。そこで唐の暦で比較すると、西暦 639 年すなわち
貞觀 13 年には、中国の暦の 5 月 1 日はソグド暦の 'xšwmyc 月の 23 日に対応
し、本文書の記載と矛盾しない。ソグドのカレンダーでは、月だけでなく日にも
名称があり、何月何日はすべて名前で表わされる (e.g., m'xy ms β w γ ycy
my δ 'sm'n rwc 「Ms β w γ yc (=10番目の月) の 'sm'n (=27番目の日) に」)。
従って本文書で「27日」とあるのは、「中国式の暦（すなわち高昌国の暦）の
⁽¹⁸⁾5 月 27 日」の謂である。中国に来ていたソグド人が、ソグドの暦以外に中国の
暦も使っていたことは、Ancient Letters の日付からも知られる、Henning
⁽¹⁹⁾1948, p. 615 参照。

2-3. k's srō 「豚年」：十二支紀年の最後の年が「イノシシ年」なのか「ブ
タ年」なのかは、十二支紀年法の起源とともに、文化史上興味ある問題である
が、今は論じない。高昌国時代の漢文契約文書では年号と干支の両方を併記す
るのが一般的だったが、本ソグド文書では年号と十二支のみを使い、十干は使
われていない。

3-1. KZNH ty : ソグド語の契約文書の本文の冒頭で用いられるこの組み

(15) ソグド語のカレンダーについては Henning 1939 参照。

(16) 黄文弼『吐魯番考古記』1954, p. 63 及び図 88; J. Hamilton 1986, p. xvii 参照。この文
書中に見出されるソグド語形については、吉田が別に小論を準備中である。

(17) この点については、京都産業大学の矢野道雄氏の御教示を受けた。cf. 前注(15)。

(18) 因みに貞觀 13 年 5 月 27 日はユリウス暦の 7 月 3 日、ソグド暦では n'wsrōyc (1 番目の) 月の
rwśrwc (14 番目の日) に当たる。

(19) Ancient Letters が 2 世紀の終わり頃に書かれたとする J. Harmatta の説は、F. Grenet
and N. Sims-Williams 1987 によって否定され、Henning 1948 の説の正しさが再確認された。

合わせの本来の機能については、Gershevitch 1974, pp. 199–200 が論じている。ただし B-8 recto 5 の KZNH ZY については F. Grenet 1984, p. 318 も参照せよ。

本文書では，“and” 及び文の始まりをマークする接続詞は ty 或いは 'PZY と綴られている。この接続詞の独立形が ty と綴られる例は従来知られていない、cf. Sims-Williams 1985, pp. 66–67.

3-2. w'rcnyh 「市場, バザール」：「バザール」を意味するソグド語形は, w'crn 或いは w'cn であるが、語源的ではない -r- を伴う w'rcn も在証される。Sims-Williams 1984, p. 210 によれば、w'rcn の -r- は、閉音節の長母音の後の r が失なわれる傾向の強かった時代に現われた、綴字上の過剰矯正として説明される。しかし本文書は非常に古い資料なので、そのような解釈は成り立ちにくく、w'crnyh とあるべきところを書き誤ったものとみなすべきであろう。一方、高昌国が唐に没入して以後の開元年間の例ではあるが、ソグド人が「西州市」すなわちかつての高昌城の市場に当たる所で奴隸や馬の売買⁽²⁰⁾をしていたことを明示する漢文文書がトゥルファンより出土していることも、この読みの正当性を支持してくれよう。

3-3. n'βw 「人々」：ソグド人の社会で n'β が重要な役割を果していたことについては A. M. Belenickij and B. I. Maršak *apud* Azarpay 1981, pp. 19–26 参照。

3/4. y'nsy'n 'xw 'wt' BRY c'n kwtr: 買主である y'nsy'n は仏教僧侶 (śmny 「沙門, 道人」) であり、c'n 姓で 'wt' の息子である。漢語の -ng が -n で表記されることを考慮すれば、c'n を高昌国の有力な一族張氏の張⁽²¹⁾ t̄iang の音写形とみなすことができるかもしれない。この推定が正しければ、

(20) cf. 池田 1979, No. 156, No. 158; 池田 1980, p. 328; TTD, No. 31, No. 32; 姜 1986b, p. 30.

(21) 本文書と同じ墓から出土した漢文文書 (cf. 「墓葬状况と出土文書」) にも張姓の張容奴、張延守、張師□が現われる。ただ、この漢文文書は趙善衆なる人物が舍地を購入した時の契券であって、それを保存していたのは買主の趙善衆と考えるのが自然である。本ソグド文書は原本ではなく写しだあるとする立場 (cf. 21-1 & 24-1) から、c'n が c'w の誤写であると仮定すれば c'w は趙に当たり、この墓の被葬者も恐らく趙氏の者ということになろう。しかしこれはあくまで憶測の域を出ない。

y'nsy'n や 'wt' は漢語の人名ということになる。とくに y'nsy'n は容易に漢語を連想させる。当時の歴史的情況を考慮すれば、漢人仏教僧というのはごく自然であるが、ソグド人仏教僧というのはありにくい。⁽²²⁾ ただそれでも仏僧である者が家族を持ち、さらに女奴隸まで購入するというのを如何に理解すべきか、今後の検討がまたれる。

4-1. *wxwšwβyrt* : 原義「*wxwšw* から獲得した」。典型的なソグド人名である。*wxwšw* 「河の神（オクサス）」については H. Humbach 1980, p. 204 参照。⁽²³⁾

4-2. *twδ'kk* : 人名。原義不明。インダス河上流の碑文 (cf. H. Humbach 1980, No. 67d) の *twδ'y* も参照。

5-1. *cwy'kkh* (或いは *cwt'kkh?*) *kwtr'nch* : **cwy'kk kwtr* の女性形で、「*cwy'kk* 姓の女」を意味する。*cwy'kkh* の原義は不明。*kwtr* は Skt. *gotra* からの借用語で、「種族、氏族；姓」を意味する。しかし一般ソグド人が康・安・米などの出身国名 (cf. 19-3) 以外に、独自の姓を持つことは、本文書によって初めて知られる事実である。これまで漢文史料によりソグド各國の王族が同一の「昭武」姓を持つこと、サマルカンドの王は別に「温」姓を持っていたことが知られるのみであった (cf. 『隋書』『両唐書』康国伝など)。

5-2. *twrkstny* : W. Barthold, *Encyclopaedia of Islam*, first ed., pp. 895-96 によれば、7世紀頃のペルシア人にとって *Turkestān* とはオクサス河以北の地域を意味した。しかし *Transoxiana* を故地とするソグド人がオクサス以北を *twrkstn* 「トルコ人の土地」と呼ぶとは考えられない。本文書の *twrkstn* はシル河以北及び以東の地域をさすに違いない。当時の鉄勒・突厥と高昌国との関係 (cf. 前述 1-5)，さらに突厥国内におけるソグド人コロニーの存在 (cf. Pulleyblank 1952; 譲 1967, 第二章) などを考え合わせれば、こここの *twrkstn* とは、7-8世紀のチベット人が “*dru-gu yul*” 「トルコ人の国」

(22) ただし皆無ともいえない。cf. 小田義久「麴氏高昌国時代の仏寺について」『龍谷大学論集』433, 1989, pp. 78-81.

(23) Nov. 3, Nov. 4, に現われる *wγwγwk'n* (cf. Livšic 1962, p. 39) も、*wxwšwk'n* と読んで、*wxwšw* を含む人名とみなすべきか。

(24) と呼んだものに匹敵する概念で、具体的には天山山脈の北側、シル河からモンゴリアにまで至る広大な草原地帯を指したものであろう。

5/6-1. 'wp'ch ty n'mh: 'wp'ch の原義は不明。n'm 「名前」は、rtxw 'yw kyrmy krw β r'n n'm xy 「最初のヘビは K. という名前だった」(W. Sundermann 1985, p. 28) のように、名前の直後に添えられるのが普通であるので、ここでのtyの機能は明らかではない。⁽²⁵⁾

5/6-2. 「サマルカンドの女奴隸、cwy'kk 姓の女でトルキスタン生れの 'wp'ch という名のもの」：このように売買対象物たる奴隸の身元がしっかりとしていることは、これが略売（誘拐した者を売りつける）でないことを裏付ける点で重要である。後でみるように (cf. 15/16, 21-1, 22-1, 24-1)，もし本文書が単なる私券でなく公券（ただしその写し）であるとしたら、官司が公券発給前に売買目的物たる奴婢の身元を調査するという唐のやり方 (cf. 仁井田 1937, pp. 176-77) と比べて、大変興味深い。これまた、後でみるように、本文書には、売られる奴隸本人の承諾を示す一句さえある, cf. 23-1.

高昌国のソグド人は、定住して戸籍に登載された者はもちろん、商売その他の一時的に在留している者も (cf. 15-4), 高昌国の法律に従ったものと想像されるが、ソグド本国にも厳しい法律のあったことが『隋書』卷83、西域伝康国之条 (中華書局本, pp. 1848-49) より知られる：「有胡律，置於祆祠，決罰則取而断之。重罪者族，次重者死，賊盜截其足。」「ソグドの法律書」というものが

(24) 森安 1977, pp. 14-16.

(25) ('P)ZY には、長い句・文の意味の切れ目を指示したり (cf. Sims-Williams *apud* Sundermann 1985, p. 22, n. 33), 先行の語を強調したり (Henning 1946, p. 715) する機能がある。この ty はそのどちらかの例かもしれない。

(26) 中田は「唐代法に於ける外国人の地位」と題する論文の中で、外国人に適用すべき法律につき、同類蕃人間の場合は属人法主義に依りてその本国法に従い、異類蕃人間や華夷間の場合は属地法主義に依りて中国法に従う、と述べている (中田 1943, pp. 1379-80)。また『北史』卷97、西域伝高昌之条には「其風俗政令，与華夏略同」とある。ただし、いかに漢人中心の王朝という共通点があるとはいえ、高昌国は中国とは言語状況さえ異なる別の国家であり、中国の例をあまり安易にあてはめることには注意せねばならない。例えは使用された言語について『北史』同条は、「文字亦同華夏，兼用胡書。有『毛詩』『論語』『孝經』，置学官弟子，以相教授。雖讀之，而皆為胡語。」と伝える。トルファン盆地より出土した文書の種類・内容や歴史的背景より、この箇所の胡書・胡語は他の場合とちがってラーフミー文字・トカラ語 (A・B) と考えられてきたが、あるいはやはりソグド文字・ソグド語をも含んでいたのかもしれない。

あって、これを祆教の祠に置いておき、刑罰を決定する時にはこれをみて処断する。罪が重ければ親族一同死刑、次に重ければ（本人のみ）死刑、盜みを働けばその手足を切る。」

6-1. 「とても純度の高いペルシア製の120 ドラクマ」：p'rsxwstw は p'rs 「ペルシア」と xwst- (x(w)'w 「打つ」の過去語幹)から作られた合成語。「ペルシア製」という形容詞は、この文脈では明らかに品質が高いことを意味している、(R. Göbl 1983, p. 334 も参照せよ)。新疆及び中国本土での銀錢の流通を考える上で、この一句は興味深い。わざわざこのような指定をしているのは、質の悪い偽製の銀貨が一般に出回っていたことを示していると思われるからである。トゥルファンに於けるササン朝の銀貨の流通については、池田 1980, pp. 309-10; 姜 1986b, pp. 32-34 及び鄭學檬 1986 を参照せよ。また、東方に流入したササン銀貨全体については、cf. 夏鼐 1957; 岡崎 1965; 夏鼐 1974; 桑山 1982. これらの研究によって、トゥルファンでは殊に6-7世紀の麴氏高昌国時代が銀錢使用のピークだったことが知られる。この西方より東方への銀錢流入にソグド人が極めて大きな役割を果たしたことは、学者の一一致した見方であったが、その正当性は本文書によっても確かめられる。

(28)
女奴隸一人の値段はこの文書によれば120 ドラクマである。因みに A.D. 712 年にアラブの將軍 Qutayba がサマルカンド王 Tūrak と締結した停戦条約では、若く強い奴隸 1 人の代価として 200 ディルハムが要求されている、O.I. Smirnova 1970, p. 197, idem 1981, p. 69 参照。

ところで 7-8 世紀頃の中国の奴隸の価格については池田温にすぐれた考察があり、隋～初唐～盛唐で銅錢 10,000 文（奴の方が婢よりやや高い）、安史の乱後は銅錢 20,000～40,000 文に騰貴したとする（池田 1983, pp. 47-51）。敦煌・トゥルファン出土漢文文書中からは次のような具体例が知られている。

(27) 玄奘はトゥルファンから焉耆（カラシャール）へ向かう途中にある「銀山」と呼ばれる土地について、「山甚高広、皆是銀鉱、西國銀錢所從出也」と伝えている（『大慈恩寺三藏法師伝』卷 2）。

(28) 5 世紀にソグディアナでは通貨体系の改革が起り、それまで使われていた styr に代わり、*ōrxm* によるササン朝のシステムが導入された、F. Grenet and N. Sims-Williams 1987, pp. 113-14 参照。

種別	年令	価格	年代 (A.D.)	出典	池田による銅錢 への換算値
①作人 ⁽²⁹⁾	20才代	銀錢 380文	627	『吐魯番出土文書』5, p. 134; TTD. No. 6	
②奴	15才	水練6疋 & 銀錢5文	661	『吐魯番出土文書』6, p. 410; TTD. No. 25	
③胡婢	11才	練40疋	731	池田 1979, No. 158; TTD. No. 31	16,000~18,400文
④胡奴	13才	大生絹21疋	744~758	『文物』1972-12, p. 69; TTD. No. 256	8,400~ 9,660文

Yang 1955, p. 150 によれば、669-71年の長行馬の死肉の値段が銀錢で2~5文、銅錢で50~60文とあり、これによってだいたいの比価が分るという。つまり銀錢1文が銅錢10~30文に当たるということである。さらに『吐魯番出土文書』7, 1986, p. 441 に発表された「武周如意元年(692 A.D.)里正李黒收領史玄政長行馬価抄」では銀錢2文を銅錢64文に換算すると明記しているので、いま仮に銀錢1文=銅錢30文として計算すると、③④の価格はそれぞれ銀錢で533~613文、280~322文となり、①の380文とも矛盾しない。もし、ササン朝のドラクマ銀貨(約4g)とアラブのディルハム銀貨と敦煌・トゥルファンで流通した銀錢がほぼ同質・同重量だったとしたら、我々のソグド文書の婢の価格は相対的に低いものとなる。しかし恐らく「とても純度の高いペルシア製の」銀錢と、敦煌・トゥルファンに多く流通していた銀錢とでは必ずや価値に違いがあったであろうから、価格の差異も見かけ程大きくはなかったであろう。⁽³⁰⁾

7/8. trxr'ytw 'pwp'rw 'pw 'stw 'pw šk'rw 'pwyx's : これら一連の接頭辞 tr-「～を越えた、～の及ばない」, 'pw 「～なしで」を伴う語句は、売買の際の条件を指定したものに違いない。

trxr'ytw は字義通りには「買うことが及ばない」を意味すると考えられる

(29) 作人を奴隸的身分とみることについては、cf. 朱雷 1983; 堀 1987, pp. 264-66. 作人は高昌国時代のみならず、唐の開元年間でも存在した、cf. 池田 1979, Nos. 155, 159; 池田 1980, p. 327.

(30) ササン朝の大人の男の奴隸1人は、平均500ドラクマであるとする記録がある、A. Perikhanian 1983, p. 636, n. 1 参照。カロシュティ文書やコータン文書中にみえる人身売買価格については、殷晴 1987, pp. 98-99 と、そこに引用される諸文献を参照せよ。また13-4世紀のウイグル語の契約文書に現われるものについては、山田 1972, p. 175 参照。

(cf. GMS §1144) から、ここでは恐らく買戻条件付売買でない永代売買であることを指定しているのであろう。転売を禁じたものでないことは後文より明らかである。売買の一形態として買戻条件付売買のあることについては、仁井田 1937, pp. 163, 330-32; 仁井田 1960, pp. 376-86, 684-85; 仁井田 1962, p. 7; 竹浪 1987, pp. 1, 4-6; 堀 1987, pp. 259-65 などを参照。またコータン文書にも買戻条件付売買があることを指摘しておきたい、cf. Bailey 1968, p. 52 (Or 6393, 2), p. 54 (Or 6397, 1=H 7)。尚、このコータン語二文書には「画指」もあり、漢文契との関連はいよいよ密である。コータン文書及びチベット文書中の「画指」については、cf. 熊本 1985, pp. 2-5。

'pwp'rw 「借金なしで」: p'r 「借金」については Henning 1948, p. 607, n. 2 参照。この一句は、y'nsy'n 側が代金を全額支払い、wxwšwšyrt に対して何の借金も残っていないことを示すものというよりは、購入した奴隸 'wp'ch が何の負債も負っていないことを表わしたものだろう。中田氏の引用するローマ時代の奴隸売買文書に、奴隸を総ての負担（負債）から解放した上で売り渡すことを規定する文句がある（中田 1943, p. 69）のも参考となろう。

'pw 'stw 「財産なしで」: 'stw 「(妻が持參する) 財産」については Livšic 1962, p. 34 参照。ただしここで「財産なしで」といっているのは、前の「借金なしで」とペアをなすものである。ギリシア・ローマ古典古代の奴隸が人格をもたない「物」であったのに対し、アジアの奴隸は一般に財産権を持ち、結婚して家族を有することもできる「半人半物」であった (cf. 仁井田 1962, pp. 11-14, 341-42; 『アジア歴史事典』7, pp. 164-68 「どれい」)。中国では、奴隸が自分の財産で自分を解放する事さえ可能であった (cf. 池田 1979, No. 313; 池田 1986a, p. 37; 仁井田 1962, pp. 341-42)。

'pw šk'rw: šk'rw は初出の語だが、動詞 ('')škr- 「追跡する、導く、行う」の名詞形であることは明らかである、cf. ḥβ'r 「送りもの」 ~ ḥβr- 「与える」。ここでは NP šikār 「略奪」を参考にして「追奪」と訳した。

'pwyx's: yx's は yxs- 「非難する」の名詞形であろう。yxs- の意味と語源

は Gershevitch 1975, p. 207; Sims-Williams 1985, p. 107 によって論じられている。

ところで、売買契約文書には付きものの売買担保には、大きく分けて、A：親族・第三者追奪担保、B：売主違約担保、C：親族・第三者妨害担保、D：当事者相互違約担保、E：瑕疵担保、F：恩赦担保、の別があると考えられるが (cf. 本書に同時掲載される森安論文「ウイグル文書劄記 (その一)」pp. 65-67), 本文書の「非難されることなく」は、直前の「追奪なく」と一まとまりとなって C に対応しているのだろう。そもそも A の追奪担保とは、売買物件に問題が生じたならば、買主に損害のないよう売主自身が責任をもって対処すると特約するものであるが、国家や社会が安定し、法制が整っている時には、売主の責任を明記せずとも単に「誰もこの売買契約を妨害するなれ」と書くだけ (つまり A がなくて C のみ) で十分だったのであろう。⁽³¹⁾ 中田 1943, pp. 84-89, 115-17 には、日本における売買担保文言の変遷について、そのような事情が説明されている。因みにいえば、先に「買い戻されることなく」と訳した解釈が誤っていたければ、それは B に当たる。

8-1. "ykwn̄cw xypð 「永久財産として」: "ykwn 「永久に」から派生した形容詞としては "ykwn̄cyk が知られているが、"ykwn̄cw は初出。"ykwn̄cw xypð という組み合わせは 13 行目にも現われ、そこでは明らかに「永久に自分のもの (> 永久財産)」と解釈できるので、ここでもそのように訳した。後に続く BRY … 'wzyh は 7 行目の xr'yn の主語として補なわれたのか、或いは、**"ykwn̄cw BRY xypð "ykwn̄cw npyšn xypð … 「永久に息子のもの (として)、永久に孫のもの (として) …」のような構成を短縮したものか、いずれかであろう。筆者は後者の解釈を探った。この「永久財産として」の句は、敦煌出土の漢文文書にみえる表現「永世」「永」「永…世代」「世代」

(31) しかるに一方、ソグディアナ本体で発見されたソグド文墓地売買文書 B-8 には、その墓地の買主に対して誰かが「口論や非難をしよう」とした場合には、すみやかに売主自身が防衛にあたることを特約した明白な追奪担保文言 (A) が記されている。cf. Grenet, 1984, p. 314, ll. 16-22.

「世世代代，永」に買主のものとなれという表現 (cf. TTD, Nos. 266, 269, 270, 271, 277, 280, 282, 286) とか，トルファン出土ウイグル文書の「千年万日に至るまで (ming yıl tümän kün-kä-tägi)」買主が所有せよという表現 (cf. 山田 1963, p. 48; 山田 1972, 資料 1, 2, 5-9) を想起させる。ここからも本文書における奴隸売買が永代売買であることが明らかとなろう。さらに10-3参照。

8-2. 「息子，孫，一族及び子孫(?)」: pə-「一族」については Gershevitch 1962, p. 86, n. 27a 参照。'wzyh (或いは 'wnyh) は初出である。文脈から「家族，血族，子孫」を意味する語が期待されるので，便宜的に「子孫」と訳した。⁽³²⁾ 語源は不明である。

「息子，孫，一族及び子孫(?)」という表現は次の 9-10 行目にも繰り返される。これは疑いなくこの売買によって獲得した奴隸が，買主本人のみならず，その家族と共同の財産となったことを示す。中国唐宋代の家族共産制，とくに奴隸が家族の共有財産であったことについては，cf. 仁井田 1937, pp. 187-88; 仁井田 1962, pp. 24, 336, 446-49, 469-70. 買主は漢人と思われるの（上記 3/4），本文書は当時の中国の家族共産制の問題を考える上にも参考となろう（但し，cf. 前注26）。

8-3. KZNH 'PZYšn: -šn は後続の節の主語を受ける *dativus ethicus* と考えられる。

10-1. pr k'm'kw: k'm'kw は動詞 k'm「欲する」から接尾辞 -aka- によって派生した動名詞である，cf. Yoshida 1979, pp. 185-86.

10-2. x'w't rnp't「打ち虐待する」：同じ組み合わせは仏教説話 VJ 1093-94にも現われる。どちらも奴隸を虐待する文脈であることを考え合わせれば，これは一種の決まり文句であったのだろう。

10-3. pr'yð't np'kw 'wsty't「(彼女を) 売り，人質としてもよい」：ここではこの売買が，第三者に転売可能力のある所有権の移転を意味していることが示される (cf. 中田 1943, pp. 41, 81)。すなわち，買戻条件も付いていない

(32) preverb *awa- と語根 *√zan-「生む」に由来するものだろうか。

ければ、売買成立後に代価の足し前を要求されることもない真の永代売買である。ウイグル文書では転売可能なことを、「好まざれば他人に譲り売るべし」と表現している (cf. 山田 1963, p. 48; 山田 1972, 資料 1-9)。また、ムグ山出土の結婚契約文書 (Nov. 4) 中には次のような表現があり、注目される。

L' pr'yð'nk'm L' np'kh L' wn"kh L' "pty kwn'mk'm (recto 10-12)
'I shall neither sell her nor pawn her, nor...'⁽³³⁾

これは結婚後、花嫁を奴隸のように扱わないことを、花婿側が花嫁の実家の方へ確認したものであるが、逆にみれば、結婚とはいながら実際は婦女売買とほとんど変わらぬ場合がソグディアナにおいてもあったことを推測させる。妻を奴隸と同じように売ったり質入れしたりする状況が広く存在したからこそ、このような文言を必要としたのであろう。

11-1. $\beta x\check{s}'t$ $pr\beta x\check{s}'t$: 所謂 etymological hendiadys であるが、これ自身は初出の例である。この例も吉田が発見した支分の順序に関する規則 (cf. 吉田 1984, pp. 80-81) に従っている。⁽³⁴⁾

11-2. "ðprmw 「何でも」: 用法と語源は最近 Sims-Williams 1986a によって論じられた。

10/12. 「彼女（女奴隸）を好きなように打ち、虐待し、縛り、売り、人質とし、贈り物として贈与し、何でもしたいことをしてもよい」: このようなかなり衝撃的な文句は、これまでに発表されている漢文・チベット文・コータン文・ウイグル文の人身売買文書中では知られていない（新疆～甘粛出土のペルシア文・アラビア文・カラハン朝トルコ文・西夏文の売買文書中には人身売買に関するものは発見されていない）。ところが西域南道で発掘された3-4世紀

(33) Henning 1965, p. 248 及び注37.

(34) この機会に、吉田 ibid. のリストを補足しておきたい。pw β nt pw n β' nt の後に、本文書の例と "ðw β pðw β (Sundermann 1984, p. 306) を zryštyy ptryštyy の後に 'wsywtyy ptswyttyy (M6300; この例は、故 M. Dresden 教授の古いノートより。このノートの閲覧を許可された熊本裕氏に感謝する)を、wzty frwzty の後に x'w't ptxw'y't (BBB e5) を加えよ。因みに "syft 'wd pšyft 'tossed and troubled' (M. Boyce 1954, p. 114, 13a) の存在を考慮すれば、パルティア語にもこの規則は適用される。

パルティア語の b'm 'wd frh 「光明と栄光」はソグド語で frn 'ty "r'r 「栄光と光明」と訳されるが (cf. Henning 1944, p. 144, n. 3), これも同じ規則に従っているように見える。

頃のカロシュティー文人身売買文書中の三点には、次のような文句がある。

① ‘From now on the scribe Ramṣotsa (買主) has ownership of that woman, to beat her, to bind her, to sell her, to give her to others as a present, to exchange her, to pledge her, to do whatever he likes with her.’ (No. 590). ② ‘From now on Líipeya (買主) has ownership of that man, to sell him, to pledge him, to exchange him, to give him to others as a present, to do whatever he likes with him.’ (No. 591). ③ ‘From now on Ramṣotsa (買主) has ownership of the woman Líyimisoae, to beat her, to bind her, to sell her, to exchange her, to pledge her, to do whatever he likes with her.’ (No. 592). これらはとても偶然とは思えないほど我々のソグド文書とよく似ている。もちろん主人がその売却・贈与・質入・交換・使役・殴打・鞭撻・枷櫬・入墨・放棄・解放などの処分を自由にする権利をもつ者を奴隸というのだから、実質が似ているのは当然かもしれないが、その権利内容をわざわざ契約文書に記載するのは特殊であり、その点が共通しているのに注目したい。ただし奴隸を殺害する権利は、⁽³⁵⁾ 古代ローマにはあったが、一般的ではなく、本ソグド文書にも、上に引用したカロシュティー文にも見えていない。

12-1. ’ptrk’ncw ny’k’ncw: どちらも初出の形容詞である。’ptrk’ncw に対しては、’ptrk’n 「(父からのもの)遺産」が存在するので、ny’k 「祖父」から派生した *ny’k’n 「祖父からの遺産」という語も存在したに違いない。しかし実際にはこの 2 語は、-k’ncw によって脚韻を踏んだ熟語として、「父祖伝來の」を意味したのだろう。ササン朝のイランでは、法的な所有権には幾種類があり、第一の最も重要なものは、遺産として受け継がれたものに対する所有権であった、Perikhanian 1983, pp. 658sq. 参照。本文書のこの表現は、ソグディアナも類似の状況にあったことを推測させる。

(35) Burrow 1940, pp. 125-127, Nos. 590-592. cf. Lüders 1940, pp. 44-46.

(36) cf. 仁井田 1962, p. 342.

12-2. *wysy-z'tcwh* 「家で生まれた」: *wys* 「家」を含む複合語である *wyspyðr'k*, etc. 「王子」と *wysðywth*, etc. 「王女」には *wys* の形が使われていることを参考にすれば、*wysy* は「家で」を意味する、*wys* の斜格形と見なすことができる。12-4 を参照。

12-3. *'kwšz'tcwh*: 後続の *nýz'tcw* は後述するように「家で生まれた」を意味すると考えられるので、この語にも類似の意味が予想される。前分の *'kwš* は初出であり意味は不明である。ここでは Chr. *qwšy-* 「脇」と同じ語とみなして、⁽³⁷⁾ 「脇で (=側で) 生まれた」と訳したが、単なる推測に過ぎない。*k-* の前にしばしば *prothetic vowel* が発生することについては GMS §159 参照。

12-4. *nýz'tcw*: この語も *hapax* である。明らかに Av. *nizənta-* (=ān i pad xānag zāyēd) 「家で生まれた (奴隸)」と同源で、古代イラン語の *ni-√zan に由来する。近世ペルシア語にも xāna-zād 「家で生まれた; 奴隸の子」という言い方がある。「家で生まれた」に対応すると思われる「家生奴」という表現は、トゥルファン出土の一漢文文書にも現われる、池田 1979, No. 155; 池田 1980, pp. 327, 341 (n. 102) 参照。その漢文文書でも、「家生奴」と呼ばれているのは、ソグド人石染典の奴隸の穆多地である。さらに「家生奴・婢」は別の文書にもみえ、自己の所有する奴隸の生んだ子を指す漢語のようである (cf. 仁井田 1962, p. 15; 池田 1983, p. 34) が、イラン人・ソグド人も同じような概念を同様の表現で呼んだと思われる。ただ *wysy-z'tcwh* との違いは不明である。

13-1. "ykwn̄cw xypð: 上記 8-1 を参照。

14-1. *ðyw*: 不明。文脈から、売った側の *wxwšwþyrt* が、もはや奴隸 'wp'ch に関して何の権利も拘束力も持たないことを表わす表現が予想される。読みは確実ではなく、*ðyw* と読んだのは、*ðyw* 「頼りない、不安定な」と同じ語とみなそうとしたためである。

14-2. *'pw'rt'k*: 動詞 *'pw'rt* 「身をそらす」から派生した現在分詞と考え

(37) *qwšy-* 「脇」については Sims-Williams 1985, p. 98 参照。

た。或いは過去分詞 **pw'rsk* の書き誤りか。⁽³⁸⁾

14-3. *wyspn'cw* の語源は Sims-Williams 1986a, pp. 415-16 によって明らかにされた。⁽³⁹⁾

15-1. *wyðr'nk*: 古代イラン語 **wi-θranga-* “at ease, free from pressure” (cf. Gershevitch 1969, pp. 210-11; W. Hinz 1975, p. 261) を参考にして、「強制力を持たない」と訳した。13行目後半からここまで、売主からする権利放棄宣言とでも言うべきものであろう。

15-2. *pcwry*: B. *ptwr-*「(結)果, 報い」との二重語 (doublet) と考え、「効力」と訳した。コレズム語の *pcwr*「代償, 返済」も参照せよ。

15-3. *prþrmykw*: 先行の 'M *pcwry* 同様、契約が効力を持つことを意味する語に違いない。*prþyr*「説く」(<**pari-bāraya-*) 同様 **pari-√bar-* に由来する語とみなし、「説得力ある」と訳した。*prþr* という形式については Sims-Williams *apud* Sundermann 1985, p. 23, n. 38 及び Yoshida 1988, p. 149 参照。

15-4. *wyspy n'þyh šwyn'k prm'n*: 同じ文脈で、ムグ文書 (Nov. 4, verso 9-10) には次のような表現が使われる:

ZNH n'm'k wyspy n'þy prm'n ZY γw'm'k

'This document (concerns) everybody, residents and guests', cf. Gershevitch 1962, p. 93.

prm'n の意味についてはさらに Sundermann 1974, p. 237 も参照せよ。

本文書の *šwyn'k* は動詞 *šw-*「行く」から派生した現在分詞で「旅にある (もの)」を意味し、具体的にはトゥルファンにやって来て様々の目的で在留しているが、戸籍には登載されていない者をさすのであろう。これに対して *prm'n*

(38) 'pw'rsk (Vim. 169) は漢語の「離」の翻訳として用いられていることも参照せよ。

(39) 因みに Gershevitch 1975, p. 198 が *ptwy'nc* と読もうとする B-8, recto 22 の (p...w)n'c は、実際には (*wysp*n)'c と読むべきである。語頭の文字の残画から判断して, w- 以外の読みは不可能である。Gershevitch の読みが不可能なことは, Grenet 1984, pp. 318-19 も指摘している。

(40) 接尾辞 -(y)n'k による現在分詞は、限定的形容詞か行為名詞としてしか使われない。このことについては、吉田が別の機会に論じる予定である。

「定住している（もの）」とは登籍されている者のことと思われる。このような対立概念は、敦煌の漢文文書では「行客」と「百姓」として表わされる, cf. 池田 1980, pp. 324–25, 340 (n. 96)。敦煌では行客・百姓のいずれにも漢人もソグド人もいたわけであるが、同じような状況がトゥルファンにもあったに違いない。シルクロード貿易上とくに重要な未登籍のソグド人を特定する用語としては漢語に「興胡」・「興生胡」がある。敦煌・トゥルファンにいた登籍・未登籍のソグド人については姜 1986a, pp. 30–39; idem 1986b, pp. 26–32 に詳しく論じられている。

16-1. *xwt'w ty 'kw wrnyk'm* 「王にも大臣にも」⁽⁴¹⁾: 恐らくこれらは高昌国の王や大臣をさすものと思われる。

15/16. 「この女奴隸文書は、すべての人々、（すなわち）行客・百姓さらには王や大臣にまで効力・説得力をもつ」: 高昌国の王は漢人であり、大臣もほとんど漢人であったはずである。とすればこここの行客・百姓も、本文書がソグド文で書かれているとはいえ、ソグド人のみならず漢人も含めていたと考えるべきであろう。漢代の例ではあるが、土地売買文書の中に「若一旦田為吏民秦胡所名有…」即ち「もし一旦、売地が吏（官）であろうと民であろうと、秦人（中国人）であろうと胡人（外国人）であろうと、その誰からでも、自己の本来所有すべきものとして追奪される場合には…」(cf. 仁井田 1960, p. 394) という一句をもつものがある。漢文文書の方は、もし追奪された場合には売主自身がその処理に当たると取り決められているので、上記7/8に述べたAの第三者者追奪担保にあたる。本ソグド文書のこの部分はそれとは文脈が異なるので、あるいは上記のCやFを含むものかとも考えられる。しかしここではそのような売買担保というより、むしろ、あらゆる人に対して本文書が有効性をもつことを公式に宣言する文ととりたい。本文書の後の方で高昌の書記長の正式の認可を得ているが、それによってこの公証力に裏付けが付与されたのであろう。

(41) 前置詞 '*kw*' の意味と語源については Sims-Williams 1986b 参照。

(42) 因みに漢文契にもトゥルファン出土のものには恩赦担保文言 (F) はみられない, cf. 池田 1986b, p. 7.

後述 24-1 も参照せよ。

17/18. pr'y myð yw'r 'YKZY-my 'xw ð'ypwsty ZNH yw'r MN npxšt': 契約の条件を導入する書式は Nov. 3 recto 8 sq., Nov. 4 verso 3 sq., B-8 recto 13 sq., B-4 recto 8 sq., VJ 1208 sq. に在証される。そこでは一般に pr KZNH yw'r ('P)ZY が接続法或いは希求法の動詞を含む文に先行する：

pr KZNH yw'r 'PZY šw t_γw "ð'k L' ðβr'y (VJ 1208 sq.)

「お前が彼女を誰にもやらないという条件で」

しかし本文書の当該の表現はこれらと余程異なっていて、構成や意味が充分明らかではない。第一に、条件を導入する接続詞は 'PZY (=ty) ではなく、'YKZY である。第二に、冠詞の前接形 -my (loc. sg.) は、ð'ypwsty にかかるものと思われるが、この語は既に別の冠詞 'xw (nom. sg.) をとっている。⁽⁴³⁾ 第三に、'YKZY 節の定動詞形は MN npxšt' であることになるが、このような構成は知られていない。過去語幹と MN (=cnn, c'wn) の組み合わせとしては、さらに k'ry を伴う MN pw_γt' k'ry 「料理してから」のような表現は存在するものの、これも定動詞形ではない。

'wp'ch の売買に関する条件は、既に文書中に述べられているので、それらを繰り返す必要はなく、この部分は全体として「本文書の（上で）既に書かれた条件で」という程の意味を持つものと考えた。

18-1. 'wð wm't... 「そこにいた…」：証人を導入する全く同じ書式は、ムグ文書中にも在証される。漢語の「見人」・「知見人」・「時見」あるいは「臨坐」と呼ばれた証人・立会人にあたる。もちろん、当然のことながら、新疆・甘肅出土のいずれの言語の契約文書にも証人・立会人は必ず登場している。ただしその数にはかなりの差がある。

19-1. tyšr't: 人名。原義「Tištria-の贈り物」

19-2. cwn'kk: 人名。原義不明。或いは cwz'kk か。

19-3. m'y mrγc 「マーイムルグ（出身）の」：この形容詞はインダス河上流

(43) ソグド語では 2 つの指示詞的要素が同時に用いられることがある、cf. GMS §1407.

で最近発見された碑文にも現われる, cf. Humbach 1980, p. 202.

以下にもみるように, この契約の証人たちは名前から判断して, 全員ソグド人である. しかも *tyšr't* 以外はみんな出身地を示す形容詞を伴っている. 中国に来ていたソグド人は, 出身地に従って, 康 (サマルカンド), 安 (ボハラ), 石 (タシュケント), 史 (ケシュ), 米 (マーイムルグ), 何 (クシャーニヤ), 曹 (カブダーン) などの姓を帯びていた (cf. Pulleyblank 1952, p. 320). 本文書は, 高昌国のソグド人どうしも, 個人を同定する手段として, 出身地を示す形容詞を人名に冠する方法を探っていたことを示している. しかし本文書によって知られたように (5-1), ソグド人間には姓があったのに, なぜそれを普段に使用しなかったのかという疑問は残る.

wxwšwšyrt や *tyšr't* に出身地名が添えられていないのは, 彼らがそれを必要としない程有名であったのだろうか.

19-4. *n'moš'r:* 人名. 原義「有名な (<名前持つ)」, cf. NP *nāmdār*.

19-5. *xwt'wc:* 人名. *xwt'w* 「王」に接尾辞 -c が付加された形式. この派生法については D. Weber 1972, p. 194, n. 15 参照.⁽⁴⁴⁾

20-1. *pys'k:* 人名. 同じ名前はインダス河上流の碑文にも見出される, cf. Humbach 1980, Nos. 3, 4a, 6, etc. この名前は, Av. *paēsa-* 「飾り, ライ病 (の)」や NP *pēsa* 「ぶちの牛」などの語と同源で, 身体的特徴による命名の例である.

20-2. *krz:* 人名. 原義「奇跡」.

20-3. *nwcknδ'k* 「*nwcknδ* 出身の」: 玄奘の『大唐西域記』卷一中の笯赤建 (*nuo tṣjäk kjan*) 国, イスラム史料中の *nūjakath* (cf. Minorsky 1937, pp. 118, 357) のことである. 玄奘によれば, この国は赭時国 (タシュケント) の東二百余里の所にある. 水谷真成訳『大唐西域記』, 東京, 平凡社, 1971, p.

(44) 吉田 1985, pp. 58, 61, n.30 が 'sk'tr と読んだ人名は, 'sk'tc の誤読であった. この機会に訂正しておきたい.

(45) 因みに, 貞觀年間 (627-49) に康國の大首領康馯典がロブ地方に置いた植民聚落の一つ弩支城 (別名新城) の原語も, *nwcknδ 「新しい城」であったと考えられる, Hamilton 1977, p. 358 及び n. 14 参照.

24 参照.

20-4. *nnyk'w*: 人名. 上述の形容詞（女性形）*nnyk'tcw* と同源であろう。⁽⁴⁶⁾

20-5. *nnyk'w*: *nny*「女神ナナイ」を前分とする人名. *-k'w* は *k'w'kh* 「口」と同源か.

21-1. *'kwš'nyk*「クシャーニヤの」: この語については, Livšic 1962, p. 183 及び水谷『前掲書』p. 29 参照. 注意したいのは, ここには出身地を示す形容詞のみあって, 肝心の人名が記入されていない事実である. 本物の契約文書に証人の名を書き忘れる（空欄もない）ということはありにくいことであって, そのようなことが起こったのは, 本文書が埋葬時に作成された写し（復制品）であったからであろう. トゥルファン文書の大部分は, 埋葬品の裏貼りなどに二次利用されたもので, 従ってほとんどが原型をとどめない断片であるが,⁽⁴⁷⁾ 「墓葬状況と出土文書」の項で述べたような本文書の出土状況, さらに本文書並びに併出の漢文書がともに完品といえることから, これ自身が副葬品の重要な一部であったと思われる.⁽⁴⁸⁾ アスターの他の墓から出土した二件の, やはりほぼ完品である壳買文書（一点は「西州百姓石染典買馬契」, もう一点は「西州輿胡米祿山壳婢市券公驗」）⁽⁴⁹⁾ が同じく写しであること, この際参考になる.

21-2. *'wxw'n, pt'wr*: 人名. 語源不明.

22-1. *ðp'yrptw*「書記長」: この語は外にムグ文書（B-1, B-17）及びアフラシヤブの壁画の銘文に現われる（cf. R. Frye 1967, p. 36）が, いずれの例でも具体的職掌を明確に規定できるような文脈ではない. それ故, 本文書の用例は重要である. 彼はここでは, 契約成立の許可を与える役割を果たしている. 本文から明らかのように, 文書を書いた書記即ち *ðp'yr* である *'wxw'n* は *ðp'yrptw* である *pt'wr* の息子である. この父子は恐らく, 高昌国にいたソグ

(46) 文字だからなら, *nyn't*, *zyn't*, *zyz't* の読みも可能.

(47) cf. 池田 1986b, p. 6; 池田 1986c, p. 20.

(48) ただしこのソグド文契 および 漢文契と被葬者とが直接の関係にあったかどうかまでは分らない. それでも単なる紛れ込み品とは考えられないから, なんらかの関係はあったのだろう.

(49) cf. 池田 1979, No. 156; TTD, No. 32.

(50) cf. 池田 1979, No. 158; TTD, No. 31; 姜 1986b, p. 30.

ド人たちのリーダー格であったのだろう。

ただしこのソグド人「書記長」が、高昌国全体の書記長なのか、それとも高昌城市の書記長なのか、はたまた高昌国内のソグド人聚落ないし集団内の書記長にすぎないのかは、別に考察を要する。突厥第一・第二可汗国、東ウイグル可汗国のいずれにおいてもソグド人が国家の中核にまで関与していたことは多くの研究より周知の所であり、⁽⁵¹⁾ ソグド人の特に集中していたトゥルファン盆地の国家では尚更ソグド人は政治的・社会的に重要な役割を果したはずである。第24行目の *cyn'ncnknδ'y ḥp'yrptw* 「高昌の書記長」の *cyn'ncnknδ* は、-knδ 「都市、町」で終っていることから分るように、本来は高昌城市をさすわけだが、本文書冒頭では明らかに高昌国全体の称として使われていた。つまり *cyn'ncnknδ* は高昌国と高昌都城のいずれでもあり得るわけで（この点は *sm'r-knδ* サマルカンドも同じ）、これだけでは判断できない。一方、本文書の売買契約は、売主が明白にソグド人であったのに対し、買主の方は漢人らしかった（上記3/4）。とすれば当然この「書記長」は単にソグド人集団だけを管轄下に置くものではなく、少なくとも漢人を含む高昌城の、もしかしたらより広く高昌国全体の書記長とみるのが適当であろう。⁽⁵²⁾

ただそうするとここに新たな疑問も生じてくる。多数のトゥルファン出土文書や漢文史料から分るように、トゥルファンに来ていたソグド人は未登籍の「興胡」であっても十分に漢語をこなしていた。売主がソグド人であっても、文書保存者たる買主が漢人ならば、どうして漢文ではなくソグド文で契券を作成したのか。今後考えるべき問題である。

22-2. "p'rs: この語の意味「許可、認可、承認」については M. Schwartz 1967, p. 60 参照。また、Gershevitch 1962, pp. 93-94 が "Good-bye" を意味すると考えた Nov. 4 verso 16 の例も「許可」と訳すことができる。

(51) 例えば cf. Pulleyblank 1952; 謙 1967, pp. 61-93; 山田 1971.

(52) 『周書』卷50, 異域伝, 波斯國之條(中華書局本, p. 919) の「地卑勃」が, MP の同源語 *dpyrpt* の音写であることとは最近 P. Daffinà 1983, p. 158 によって明らかにされた。『周書』によれば、『地卑勃』は国の大官で、「文書及び衆務を掌どる」という。ソグド語の *ḥp'yrpt* についてはさらに Livšic 1962, p. 176 参照。

22-3. 「wxwšwþyrt の命令で」：この種の売買契約文書は、売主（債務者）の方で作成して買主（債権者）に物件と一緒に手渡すのが通例である。漢文やコータン文 (cf. Emmerick 1984, p. 195) やウイグル文 (cf. 山田 1963, p. 58) でも当然そうであるが、カロシュティー文のものには明白に売主よりの指示で文書を作成したことを述べる文言が記されている (cf. Burrow 1940, Nos. 571, 580, 582, 586, 587, 590-592, etc.)。ここも同じ文脈であるに違いない。

23-1. pts'ynty 「同意」：pts'ynt 「同意する」の名詞形。形成法については GMS §905 参照。売買の対象である奴隸自身が、契約に同意を与えるのは奇妙に思えるが、漢文の人身売買文書にも、被売者が略花押を書き込んでいる例がある、仁井田 1937, p. 191 参照。またウイグル文書には、売買契約ではなく養子契約においてではあるが、⁽⁵³⁾ 被養子本人が同意の印を押している例がある、cf. 山田 1972, 資料 13。さらに、牧 英正『日本法史における人身売買の研究』(東京, 有斐閣, 1961) 第二章第四節「奴婢売買法」, pp. 53, 68 (n. 44) も参照のこと。

24-1. zn'x : nn'x, nz'x 及び zz'x も可能。zn'x と読んだのは、z'n 「知る」と関係づけようとしたからである。-x によって名詞形が派生される例としては、zmyx 「坩堝」(< zm'y 「試す, 誘惑する」, cf. Schwartz *apud* MacKenzie 1970a, p. 119) がある。正しく z'n から派生した名詞であれば、zn'x は「印, 花押」のような文脈から期待される意味を持つ語と解釈することができる。その場合、この語の直後にある、黒点と半円からなる図形を zn'x とみなすことができるかもしれない。しかしあそらくはそうではなくて、上記 21-1 で述べたような本文書を写し（復制）とみる立場からは、これは本来あるべき本物のサイン・花押ないしは印鑑を素描したもの、あるいは単にその所在を示したもの、と考えられる。21-1 で言及した「西州興胡米祿山壳婢市券公驗」の写しでは、本来「西州都督府印」という朱印が押されていた箇所に「用西州都督府印」と記入して、原型を示す努力をしている (cf. 『文物』1975-7, p. 21 の図17)。また、
(53) ただし養子といっても実質はほとんど売買と変わらなかったであろう、cf. 仁井田 1937, pp. 161, 541-42; 山田 1972, pp. 180-81.

これらのような埋葬品ではないが、敦煌文書の「燉煌郡行客王修智壳胡奴市券公驗」の写しでも、本来公けの朱印があるべき所に「郡印」と記入している(cf.『文物』1972-12, p. 69 の図版または TTD, Plates, p. 40)。

ところで中国においては、土地・家屋・奴隸・主要家畜の売買に券契をとりかわす歴史は古いが、それが私券の作成のみにとどまっていたのか、官の公許を経る公券までも必要としたのかについては、必ずしも明らかになっていない。ただ、少なくとも東晋以降、特に唐代になると、法律上は、売買の事実を官司に申告して公券を得ることが義務付けられ、同じことが、唐制を模倣した日本(56)でも行なわれたようである。一方、漢晋以来トゥルファンに移り住んだ漢人の子孫たちが中心になって作った麹氏高昌国においてはどうであったかというと、土地売買には官許が必要とされたと思われるが、奴隸売買の場合については絶えて史料がみられない。しかるにもし本ソグド文書が、以上に考察してきたように、高昌政府の認可を経て官印を押してもらった売買公券の写しであるとしたら、カロシュティー文・コータン文・チベット文同種文書との比較検討も含め、今後の研究に投げかける影響は極めて大きいであろう。売主（債務者）のサイン・花押・押印・画指の類がない点も、私券というより公券とみるのに有利である。

verso-1. δ: 本文中に何度もみえる δ'ypwsty「女奴隸文書」の省略形であろう。結婚の契約文書 (Nov. 3) でも、裏面の、封をして見える場所に 'wttkyn cttyh wðkr'n'k 「ウットテギン(と)チャタの結婚契約」と書かれている。またウイグル文書でも、本文書と同じく、短柵状に折りたたんだ時に外

(54) cf. 池田 1979, No. 225; TTD, No. 256.

(55) 公券（公驗）を必要とする場合といえども、まず始めに売買当事者間で私券を作成し、それを官司への申請の根拠としたであろうから、一つの売買につき私券と公券の両方があってもおかしくない、cf. 中田 1943, pp. 39-42. その一方で、私券のみによる売買はいつの時代でも行なわれたにちがいない、cf. 仁井田 1960, pp. 366-67.

(56) cf. 仁井田 1937, pp. 176-79; 中田 1943, p. 36; 仁井田 1960, pp. 329, 366.

(57) cf. 前注 (26).

(58) cf. 池田 1984, pp. 278-82. ただしこの説には反論もある：川村康「麹氏高昌国における土地売買についての一考察」『(早稲田大学大学院) 法研論集』41, 1987, pp. 171-99.

側になる裏面の一部に、「クトゥルク(女奴隸の名)の元契なり」とか「ポキン[なる名の]男奴隸の元契なり」など(cf. 山田 1972, 資料 2, 資料 3, 図版あり), 見出しが書かれた例は数多くある。

verso-2. 「沙門 y'nsy'n」: いうまでもなく奴隸の買主の名前である。この種の売買文書が買主の手元で保存さるべきことは前述(22-3)したが、やはりカロシュティーラ文書には、裏面ではなく冒頭にではあるが、買主の名を挙げて、彼のもとで保存するという文言がよくみられる。cf. Burrow 1940, Nos. 571, 572, 579, 580, 582, 586, 587, 589-591, etc.

§ 5 解 説

本文書はソグド語で書かれた女奴隸の売買契約文書である。文書中にも^ðypwsty「女奴隸文書」と言う言葉が4度現われる。ソグド語の契約文書には、從来ソグディアナのムグ山で発見されたものが4点知られていた。そのうち2点は同一の契約に係わるものなので、都合3種の契約文書が知られていたことになる。それらは結婚の契約(Nov. 3, Nov. 4), 土地の売買契約(B-8), 製粉所の賃貸契約(B-4)である。

本文書はムグ文書より約1世紀程以前に書かれたものであるが、契約文書としての書式はB-8と殆ど同じで、(1)日付 (2)契約の内容〔買主, 売主, 売買の対象物件, 價格〕 (3)売買契約の際の条件 (4)証人 (5)文書の作成に係わった書記の名前、からなり立っている。相違するのは、本文書では日付が中国の暦とソグドの暦の両方で指定されていることと、文書の末尾で契約の成立を認可する官吏(cyn'ncknð'y ðp'yrptw「高昌の書記長」)の名前が現われることである。しかし、これは、当該の契約が高昌国で行なわれたことから当然予想されるものであり、本質的な相違とは思えない。このことから、ソグド人が時間と空間を越えて、独自の契約文書の書式を保持しつづけていたことが知られる。

よく似た状況は手紙文の書式についても報告されている、 N. Sims-Williams 1981a, pp. 235-36 参照。

本文書で用いられているソグド文字は、草書体 (cursive script) と呼ばれているものである。⁽⁵⁹⁾ 例えはこの文書の Aleph (አ) は、正書体 (formal script) のものとは異なり、三角形と右上に突き出した細く短い線からなり立つ形 (አ) をしていない。⁽⁶⁰⁾ W. B. Henning 1958, pp. 52-56 はソグド文字の書体の変化を論じた際、8世紀の初めに書かれたムグ文書で既に草書化していることから、7世紀には草書体が成立していたものと推論した。7世紀前半に書かれた本文書の出現は Henning の推論を裏付ける。しかし一方で本文書では、後の時代の草書体と異なり、r/r', n/z 及び x/y⁽⁶¹⁾ を除くすべての文字がほぼ完全に区別できる。この点で、本文書の書体は、草書体としては最も初期のものの一つであると言うことができる。

さて、従来のトルファン・敦煌を中心とする中央アジアより出土した契約文書（とくに売買文書、消費貸借文書）の研究は、漢文のものが質量ともに群を抜いており、ウイグル文のものがこれに次いでいる。漢文のものが顕著に進んだのは、いうまでもなく典籍を始めとする参考資料が豊富にあり、さらに中国法制史や比較法制史研究の一環としてとりこまれたからである。洋の東西にわたる漢文を読める学者の層の厚さもこれに関係している。ウイグル文のものの研究がこれに続いたのは、欧米で発達した古トルコ文献学の素養を身につけ、漢文をもこなす日本の山田信夫・護雅夫によって、漢文文書の研究で得られた成果が取り入れられ、ウイグル文書の読みが深化したからである。このほかに中央アジア出土の契約文書としては、カラシティー文・コータン文・トゥムシク文・チベット文・カラハン朝トルコ文・アラビア文・ペルシア文・西夏文・モンゴル文のもの等がある。⁽⁶²⁾

(59) ソグド文字の書体の分類は N. Sims-Williams 1976, pp. 44-45 に従った。

(60) Sims-Williams ibid. n. 16 参照。

(61) 本文書と比較的近い時期に書かれた Bugut 碑文 (6世紀の終わり頃?; cf. S. G. Kljaštornyj and V. A. Livšic 1972) 及びアフラシャブ出土の柳棒文書 (6世紀の初め頃?, cf. Livšic 1987) がある。

(62) トカラ文のものもあったと予想されるが、未発見である。

以上のような諸言語の契約文書間には、書式全体から個々の術語（金錢・布帛・穀物・油・酒等の名称や単位その他）あるいは押印・サイン・花押・画指の仕方に至るまでの様々なレベルで直接ないしは間接の影響関係がみられるの⁽⁶³⁾で、文化交流史の立場から興味深いだけでなく、中央アジア史研究に多くの問題を提供している。また、影響関係がない場合にも、それぞれの契約観念の発達度を検討することによりその背景をなす時代的・地域的状況を知る手がかりとして、さらには比較法制史の材料として十分注目すべき価値をもつ。しかし、これまでのところは未だ、このような観点から総合的にとりあげられたことはなく、部分的にさえ残された点がまだある。漢文とウイグル文・モンゴル文・西夏文、ウイグル文とモンゴル文との密接な関係については既に研究があるが、長く政治的統属関係があったために文書書式にも強い影響がみられる漢文とチベット文とコータン文、文化的にも地理的にも近い両民族の残したチベット文と西夏文、隣接していたトルコ族の兄弟国家が残したウイグル文とカラハン朝トルコ文（アラビア文字だけでなくウイグル文字も使用）、同じ地域から出土したコータン文とペルシア文との関係などは未解明のままである。さらに今回、トルファンよりソグド文のものが出土したことによって、これまでパミール以東の契約文書（契券、券契、券書）研究者の視野に入ってこなかったソグド本国の同種文書も比較の対象に加えられるようになった。そして、中央アジアにおけるソグド人の長期にわたる広範な経済活動を媒介項に置くことによって、ソグド文と他の全ての言語のものとは勿論、カロシュティー文やコータン文のものとチベット文・ウイグル文契約文書と比較することも、無意味ではなくなってきたのである。⁽⁶⁴⁾ ソグディアナより出土した唯一点の漢文契断片も、單に反故紙とみるだけでなく、全く別の可能性を探ってみる必要さえ生じてきた。

(63) この記述は森安・吉田の他に熊本裕・高田時雄・武内紹人をメンバーとする研究会（通称ヤントン、YTS）で得られた知見をもとにしている。またヤントンでは中央アジア出土諸言語の手紙文書の書式や術語についても検討を行なった。cf. 熊本 1985, pp. 1-2.

(64) 例えばウイグル語で綿花の単位として使われる tang は、その語源が分からず、様々に解釈されてきたが（cf. 山田 1965, pp. 195-96），実はコータン語に由来するとみられる。cf. Bailey 1968, p. 57；庄垣内正弘『ウイグル語・ウイグル語文献の研究 I』（神戸市外国语大学研究叢書12），1982, p. 182.

(65) cf. 仁井田 1937, p. 318; TTD, No. 255.

以下に、今後の総合的比較研究への橋渡し的意味を込めて、中央アジア出土の契約文書についてなされた從来の主な研究業績の中から、基礎的ないし研究導論的なものを紹介する。⁽⁶⁶⁾

○カロシュティー文（3-4世紀、西域南道）

Burrow, T.: *A translation of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan*, London 1940.

Noble, P. S.: 'A Kharoṣṭhī Inscription from Endere.' In: *A volume of Indian Studies presented to E. J. Rapson*, London 1931, pp. 445-55.

○漢文（高昌国時代～唐宋代、トゥルファン・敦煌・クチャ・コータン・その他）

これに関する資料集や研究は極めて多いが、特に重要なものはほぼ次の論文に尽くされている。

池田 温：「中国古代契約文書の整理」『中国朝鮮文書史料研究』東京、東京大学東洋文化研究所東アジア部門（汲古書院），1986, pp. 1-31.

池田 温：「吐魯番・敦煌契券概観」『漢学研究』第四卷第二期（總号第8号），敦煌学国際研討会論文專号，中華民国七十五年1986年，pp. 9-57. さらに最新のものとして次のものがある。

Yamamoto, T. & Ikeda, O. (eds.): *Tun-huang and Turfan Documents concerning social and economic history III, Contracts, (A) Introduction & texts, (B) Plates*, Tokyo 1987.

○コータン文（8-10世紀、コータン・西域南道）

Bailey, H. W.: *Saka Documents. Text volume, (Corpus Inscriptionum Iranicarum, Part II, Inscriptions of the Seleucid and Parthian Period and of Eastern Iran and Central Asia, Vol. V, Saka)*, London 1968.

(66) 卷末の参考文献と重複するものもあるが、ここに列挙しなくて卷末にのみあるものも多いので、そちらも参照せよ。

- Emmerick, R. E.: 'A new Khotanese document from China.' In : *Studia Iranica* 13-2, 1984, pp. 193-98, +1 pl.
- トゥムシュク文 (トゥムシュク・マラルバシ・西域北道)
Hitch, D. A.: 'Penalty Clauses in Tumshuqese, Khotanese and the Shanshan Prakrit.' In : *Studia Iranica* 17-2, 1988, pp. 147-52.
- チベット文 (9-10世紀, 敦煌・西域南道)
Thomas, F. W.: *Tibetan literary texts and documents concerning Chinese Turkestan II, Documents, (Oriental Translation Fund, New Series 37)*, London 1951.
- 山口瑞鳳:「チベット語文献——仏教関係以外の諸文献——」, 五 私文書
『講座敦煌 6 敦煌胡語文献』 東京, 大東出版社, 1985, pp. 505-10.
王 堯 & 陳踐:『敦煌吐蕃文獻選』 四川民族出版社, 1983.
- カラハン朝トルコ文 (11世紀, ヤルカンド)
Erdal, M.: 'The Turkish Yarkand documents.' In : *BSOAS* 47-2, 1984, pp. 260-301, +7 pls.
- アラビア文 (11-12世紀, ヤルカンド)
Huart, Cl.: 'Trois actes notariés arabes de Yârkend.' In : *JA* nov.-déc. 1914, pp. 607-27.
Gronke, M.: 'The Arabic Yârkand documents.' In : *BSOAS* 49-3, 1986, pp. 454-507, +8 pls.
- ペルシア文 (12世紀初, コータン)
Minorsky, V.: 'Some early documents in Persian (I).' In : *JRAS* 1942, pp. 181-94.
- 西夏文 (西夏時代, カラ=ホト・敦煌)
野村 博:「西夏文・土地売買文書の書式(1), (2)」『東洋史苑』14, 1979, pp. 25-50; 15, 1979, pp. 37-54.
野村 博:「西夏文・穀物貸借文書私見」『東洋史苑』30/31, 1988, pp.

○ウイグル文 (10-14世紀, 大部分は13-14世紀, トゥルファン)

山田信夫, 小田壽典, 梅村 坦 & 森安孝夫: 「ウイグル文契約文書の総合的研究」『中央ユーラシア史の再構成——新出史料の基礎的研究——』(昭和61年度科学研究費補助金(総合研究A)研究成果報告書), 1987, pp. 1-35. (再録: 『内陸アジア史研究』4, 1988)

さらに本書に同時掲載される森安論文「ウイグル文書割記」の第1節と文献目録を参照せよ。

○モンゴル文 (元代, カラ=ホト)

Cleaves, F. W.: 'An early Mongolian loan contract from Qara Qoto.' In: *Harvard Journal of Asiatic Studies* 18, 1955, pp. 1-49, -4 pls.

既発表のものでみるかぎりは、各種契約（売買・消費貸借・使用貸借・賃貸借・交換・結婚・養子・遺言・雇用・年季奉公・その他）文書のうち売買文書が最も広範であるが、それは古今東西を通じて、土地・家屋のような不動産、奴隸・大型家畜のような主要動産の売買には契約文書を作るのが普遍的であつたからであろう。⁽⁶⁷⁾

本稿に紹介した文書は、出土した地域、書かれた時代と内容、またその言語がシルク=ロードのリンク=フランカたるソグド語であったことなどからみて、以上に挙げた中央アジア出土諸言語文書の全てを総合的に把握する可能性を我々に与えてくれた。その意味でも本ソグド文書の出現は、一つの大きなミッシング=リンクの発見と言えるのである。今後は、それぞれの言語の文献学者はもとより、文化史・社会経済史・比較法制史等々の研究者が、これまで以上に強く全体を意識しながら、個別の専門分野での研究を深めていき、本稿で提起したさまざまな問題に対して、実り豊かな解答を与えてくれることを切望している。

(67) cf. 中田 1943, p. 36; 仁井田 1937, p. 85; 仁井田 1960, 「中国売買法の沿革」。

§ 6 語 彙

- "*ðprmw* (副) 「およそ, 何でも (譲歩を表わす)」 11
- "*p'rs* (名) 「許可, 認可, 承認」 22
- "*ykwncw* (形) 「永遠の, 永久の」 8, 13
- "*z* (動) 「～であった」 1
- '*þtwysth* (数) 「27」 2
- '*cw* (関代) ‘what’ '*cwtyšn* (-ty (接続詞) + -šn 人称代名詞, 前接形, 複) 11
- '*krty wn-* の項を見よ
- '*kw* (前) 「～へ, ～に対して」 16
- '*kwš'nyk* (形) 「クシャーニヤの」 21
- '*kwš'tcwh* (形, 女) 「側で生まれた (?)」 12
- '*ky* (関代) ‘who’ '*ky-mw* 16
- '*my ZNH* の項を見よ
- '*ptrk'ncw* (形) 「父からの遺産として受け継いだ」 12
- '*pw'rt* (動) 「身をそらす, 離れる」
- '*pw'rt'k* (現分) 14
- '*pw* (接頭辞) 「～なしで」
- '*pw stw* 「(持参した) 財産なしで」 7
- '*pwp'r'w* 「借金なしで」 7
- '*pw šk'r'w* 「追奪なしで」 7
- '*pwyx's* 「告訴なしで」 8
- '*PZY (=ty)* (1) ‘and’: '*PZY* 8, 9 (X3), 13, 14, 16, 17 (X2), 22; '*PZYšy* 9; *ty* 14, 16 (X2), 22
(2) ‘that’: KZNH '*PZYšn* 8, KZNH *ty* 3
(3) 機能不明 *ty* 6

'stw (名) 「(持参した) 財産」 'pw の項を見よ
'wð (副) 「そこに」 18
'wp'ch (人名, 女) 5, 7, 14, 17, 22
'wsty (動) 「置く, 据える」 'wsty't (接続法, 3, 単) 10
'wšt (動) 「立つ, いる」 w'st (未完了過去, 3, 単) 13
'wt' (人名, 男) 4
'wxw'n (人名, 男) 21
'wy, 'wvh 'xw の項を見よ
'wzyh (名, 女?) 「子孫(?)」 8, 10
'xw (1) (冠) 'xw (单, 主, 男) 4, 6, 9 (X3), 18, 19 (X2), 20 (X2); ZKh
(单, 主, 女) 9; ZKw (单, 対, 男) 12; ZKn (单, 属-与, 男) 21; 'wy
(单, 位, 男) 2, 3; 'wvh (单, 位, 女) 3, 5
(2) (人代) 'xw (单, 主, 男) 17; -šy (前接形, 3, 单, 属-与) 9; -šn (前
接形, 3, 複, 属-与) 8, 11
'YKZY (接) 「～ように」 12, 18
'yrtp'yr (名) 「イルテベル (称号)」 1
'M (前) 'with' 15
BRY (名) 「息子」 4 (X2), 8, 9 (X2), 20, 21
 $\beta\gamma$ - (名) 「神, 主」 $\beta\gamma$ w 1
 β r (動) 「運ぶ, 携える」 β r't (接続法, 3, 単) 16
 β xš- (動) 「与える, 分与する」 β xš't (接続法, 3, 単) 11
 β ynt (動) 「縛る」 β ynt't (接続法, 3, 単) 10
c'n-kwtr (形) 「張(?)姓の」 4
cwn'kk (人名, 男) 19
cwy'kkh-kwtr'nch (形, 女) 「cwy'kk 姓の」 5
cyn'ncknâ (地名) 「高昌城; 高昌国」 -'y (斜) 1, 3, 24
cyn'w (副) 「中国語で」 2

δ (= δ' ypwsty) verso
 $\delta'r$ (動)「持つ」 $\delta'r't$ (接続法, 3, 単) 16, 17
 $\delta'yh$ (名, 女)「女奴隸」5, 7, 13 (X2), 17 (X2)
 $\delta'ypwsty$ (名)「女奴隸文書」15, 16, 18, 21
 $\delta p'yrptw$ (名)「書記長」22, 24
 $\delta r xm$ (名)「ドラクマ」6, 13
 δyw (形)「頼りない(?)」14
 $k'm$ (動)「欲する」 $k'm't$ (接続法, 3, 単) 11; $k'm'kw$ (動名詞) 10
 $k's$ (名)「豚」2
 $kr'nw$ (形)「純粹な」6
 krz (人名) 20
 $kwtr$ (名)「姓」4
 $kwtr'nch cwy'khh-kwtr'nch$ の項を見よ
KZNH (副)「そのように」7; KZNH ty 3; KZNH 'PZYšn 8; KZNH 'YKZY 12
 $m'x$ (名)「月」 $m'\gamma$ 2; $m'xyh$ (斜) 2
 $m'y\delta$ (指示詞)「この」7, 17; $pr'y my\delta$ (前置詞 pr との融合形) 13, 17
 $m'ymr\gamma c$ (形)「マイムルグ(出身)の」19
 MN (前) 'from' 4 (X2), 14, 18
-mw, -my ZNH の項を見よ
-n 人称代名詞の前継形, 機能不明. rty の項を見よ
 $n'\beta$ (名)「人々」 $n'\beta w$ 3; $n'\beta yh$ (斜) 15
 $n'm\delta'r$ (人名) 19
 $n'm$ (名)「名前; ~という名の」 $n'm h$ 6
 $nnykwc$ (人名) 20
 $np'kw$ (名)「人質」10
 $npys/npxšt-$ (動)「書く」 $npxšt'$ (不定詞?) 18; $npxšty$ (過去, 3, 単) 21

npyšn (名) 「孫」 8, 9
nwcknō'k (形) 「ヌーチカンス (出身) の」 20
ny'k'ncw (形) 「祖父から受け継いだ遺産の」 12
nyz't (人名) 20
nyz'tcw (形, 女) 「家で生まれた」 12
p'rsxwstw (形) 「ペルシア製」 6
p'rw (名) 「借金」 'pw の項を見よ
pcwry (名) 「報い, 効果」 15
pcxš- (動) 「受け取る」 pcxš'tw (接続法, 3, 単) 17
pō- (名) 「一族」 pōy (単, 主) 8, 9
pncmy (数) 「5番目の」 1
pr (前) 「～に, ～で」 1, 2, 6, 10, 13, 22 (X2)
pr'yō (動) 「売る」 pr'yōt (接続法, 3, 単) 10
pr'yomyō m'yō の項を見よ
pr'yp (動) 「連れていく」 pr'yp'tw (接続法, 3, 単) 17
pr̥rmykw (形) 「説得力のある (?)」 15
pr̥xš- (動) 「手渡す」 pr̥xš't (接続法, 3, 単) 11
prm"n (形) 「家にいる, 定住している」 15
prm'nwh (名, 女) 「命令」 22
pt'ycw (前) 「～に向かって, ～の面前で」 3
pt'wr (人名) 21, 22, 24
pts'ynt (動) 「同意する」 pts'ynty (不定詞, 斜) 23
pys'k (人名) 20
r'tw (名) 「贈り物」 11
RBkw (形) 「偉大な, 大きな」 1
rnp (動) 「虐待する」 rnp't (接続法, 3, 単) 10
rty (接) 「そして, それから (文頭に立つ)」 2, 13, 15, 18, 21; rtyn 6, 16

s_rwδy'w (副) 「ソグド語で」 2
sm'rknδc (形) 「サマルカンド (出身) の」 5, 20
srδ (名) 「年」 1, 2
srδ'w (副) 「年に, 歳は」 1
šk'r^hw (名) 「追奪」 'pw の項を見よ
šmny (名) 「沙門, 仏教僧侶」 3, 6, 9, verso
-šn 'xw の項を見よ
šw- (動) 「行く」 šwyn'k (現在分詞) 「旅にある(人), 未登籍の」 15
-šy 'xw の項を見よ
šyrw (副) 「非常に」 6
trxr'ytw (副) 「買うことを越えて, 買い戻しができない条件で (?)」 7
twδ'kk (人名) 4
twrkstn (名) 「トルキスタン」 -y (斜) 5
ty 'PZY の項を見よ
-ty (接続詞 'PZY の前接形) 'cw の項を見よ
tyšr't (人名) 19
w"n (名) 「王 (<漢語>)」 1
w'rcn (名) 「市場, バザール」 w'rcnyh (斜) 3
w'st 'wšt の項を見よ
wβyw (副) 'both' 8
x-/wm't (動) 「いる, ~である」 wm't (過去, 3, 単) 18
wn-/krt- (動) 「する, 為す」 wn'tw (接続法, 3, 単) 11; 'krty (不定詞) 12
wtšn'kw (形) 「古い, 使いふるした」 14
wrnyk'm (名) 「大臣」 16
wxwšw 10 wxwšw の項を見よ
wxwšwβyrt (人名) 4, 14, 22
wyδr'nkw (形) 「拘束力を持たない」 15

wysp- (形) 「すべての(もの)」 wyspw (单, 对) 11; wyspy (单, 属-与)
15; wyspn'cw (单, 夺) 14

wysy-z'tcwh (形, 女) 「家で生まれた」 12

x'w/xwst- (动) 「打つ」 x'w't (接続法, 3, 单) 10

xr'yn/xr'ytyt (动) 「買う」 xr'yn (未完了过去, 3, 单) 3, 7; xr'ytcwh
(过去分词, 女) 13

xš'wmsβ'yc (名) 「xš'wmsβ'yc (=12番目の月)」 2

xwt'w (名) 「王」 16

xwt'wc (人名) 19

xwty (副) 「自ら」 9

xwyn (动) 「呼ばれる, 名付けられる」 xwynty (现在, 3, 单, 中-受) 2

xypδ (形, 名) 「自分の(もの), 财产」 8, 13

y'ncyw (名) 「延寿」 1

y'nsy'n (人名) 3, 6, 9, verso

yw'r (名) 「条件」 18 (X2)

yx's (名) 「非難」 'pw の项を見よ

z'tcwh (过去分词, 女) 「生まれた」 5

ZKh, ZKn, ZKw 'xw の项を見よ

zn'x (名) 「印, 花押 (?)」 24

ZNH (冠) ZNH (单, 主) 15, 18, 21; 'my (单, 位) 1; -mw (前接形, 单,
对) 16; -my (前接形, 位) 18

10 wxwšw (数) 「16」 1

120 (数) 6

§ 7 参考文献と略号

- Azarpay, G., 1981: *Sogdian painting*, Berkeley.
- Benveniste, E., 1940: *Textes sogdiens*, Paris.
- , 1946: *Vessantara Jātaka*, Paris.
- Bailey, H. W., 1968: *Saka Documents. Text volume*, London.
- Bombaci, A., 1970: ‘On the ancient Turkic title Eltābār’, in: *Proceedings of the IXth Meeting of the Permanent International Altaistic Conference*, Naples, pp. 1-66.
- Boyce, M., 1954: *The Manichaean hymn-cycles in Parthian*, London.
- Burrow, T., 1940: *A translation of the Kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan*, London.
- Choksy, J. K. 1988: ‘Loan and sales contracts in Ancient and Early Medieval Iran’, in: *Indo-Iranian Journal* 31, pp. 191-218.
- Clauson, G., 1972: *An etymological dictionary of pre-thirteenth-century Turkish*, Oxford.
- Daffinà, P., 1983: ‘La Persia sassanide secondo le fonti cinesi’, in: *Rivista degli Studi Orientali* 57, pp. 121-70.
- Emmerick, R. E., 1984: ‘A new Khotanese document from China’, in: *Studia Iranica* 13-2, pp. 193-98, +1 pl.
- Frye, R., 1967: ‘The significance of Greek and Kushan archaeology in the history of Central Asia’, in: *Journal of Asian History* 1, pp. 33-44.
- Gershevitch, I., 1954: *A grammar of Manichean Sogdian*, Oxford.
- , 1962: ‘The Sogdian word for “advice”, and some Muγ documents’, in: *Central Asiatic Journal* 7, pp. 77-95.
- , 1969: ‘Amber at Persepolis’, in: *Studia classica et orientalia Antonino Pagliaro oblata II*, Rome, pp. 167-251.

- _____, 1974: 'Sogdians on a Frogplain', in: *Mélanges linguistiques offerts à Émile Benveniste*, Paris, pp. 195–211.
- Göbl, R., 1983: 'Sasanian coins', in: *The Cambridge history of Iran* 3 (1), Cambridge, pp. 322–36.
- Grenet, F., 1984: *Les pratiques funéraires dans l'Asie centrale sédentaire de la conquête grecque à l'islamisation*, édition du CNRS, Paris.
- Grenet, F. and N. Sims-Williams, 1987: 'The historical context of the Sogdian Ancient Letters', in: *Transition periods in Iranian history* (Studia Iranica, cahier 5), Leuven, pp. 101–22.
- Hamilton, J., 1977: 'Le pays des Tchong-yun, Čungul ou Cumuḍa au X^e siècle', in: *Journal Asiatique* 265, pp. 351–79.
- _____, 1986: *Manuscrits ouïgours du IX^e–X^e siècle de Touen-houang*, tome I, Paris.
- Hansen, O., 1968: 'Die buddhistische und christliche Literatur', in: B. Spuler(ed.), *Handbuch der Orientalistik*, Erste Abteilung, IV/2, Leiden, pp. 77–99.
- Henning, W. B., 1939: 'Zum soghdischen Kalender', in: *Orientalia* 8, pp. 87–95.
- _____, 1944: 'The murder of the Magi', in: *JRAS* pp. 133–44.
- _____, 1946: 'The Sogdian texts of Paris', in: *BSOAS* 11, pp. 713–40.
- _____, 1948: 'The date of the Sogdian Ancient Letters', in: *BSOAS* 12, pp. 601–15.
- _____, 1958: 'Mitteliranisch', in: B. Spuler (ed.), *Handbuch der Orientalistik*, Erste Abteilung, IV/1, Leiden, pp. 20–130.
- _____, 1965: 'A Sogdian god', in: *BSOAS* 28, pp. 242–54.
- Hinz, W., 1975: *Altiranisches Sprachgut der Nebenüberlieferungen*, Wiesbaden.

- Humbach, H., 1980: 'Die sogdischen Inschriftenfunde vom oberen Indus (Pakistan)', *Allgemeine und vergleichende Archäologie, Beiträge des Deutschen archäologischen Instituts*, pp. 201–28.
- Karlgren, B., 1957: *Grammata Serica Recensa*, Stockholm.
- Kljaštornyj, S. G. and V. A. Livšic, 1972: 'The Sogdian inscription of Bugut revised', in: *Acta Orientalia Hungaricae* 26, pp. 69–102.
- Livšic, V. A., 1962: *Juridičeskie dokumenty i pis'ma (Sogdijskie dokumenty s gory Mug II)*, Moscow.
- , 1987: 'Sogdijskij dokument iz drevnego Samarkanda', in: B. B. Piotrovskij and G. M. Bongard-Levin(eds.), *Central'naja Azija, Novye pamjatniki pis'mennosti i iskusstva*, Moscow, pp. 53–62, 312–15.
- Lüders, H., 1940: 'Zu und aus dem Kharoštī-Urkunden', in: *Acta Orientalia* 18, pp. 15–49.
- MacKenzie, D. N., 1970a: 'Christian Sogdian notes', in: *BSOAS* 33, pp. 116–24.
- , 1970b: *The 'Sutra of the causes and effects of actions' in Sogdian*, Oxford.
- , 1976: *The Buddhist Sogdian texts of the British Library* (Acta Iranica 10), Tehran-Liège.
- Minorsky, V., 1937: *Hudūd al-Ālam*, London (second ed., 1970).
- Perikhanian, A., 1983: 'Iranian society and law', in: *The Cambridge history of Iran* 3(2), pp. 627–80.
- Pulleyblank, E. G., 1952: 'A Sogdian colony in Inner Mongolia', in: *T'oung Pao* 41, pp. 317–56.
- Reichelt, H., 1931: *Die sogdischen Handschriftenreste des britischen Museums* II, Heidelberg.
- Schwartz, M., 1967: *Studies in the texts of the Sogdian Christians*,

- unpublished Berkeley dissertation.
- Sims-Williams, N., 1976: 'The Sogdian fragments of the British Library', *Indo-Iranian Journal* 18, pp. 43–82.
- , 1981a: 'The Sogdian fragments of Leningrad', *BSOAS* 44, pp. 231–40.
- , 1981b: 'The Sogdian sound-system and the origins of the Uyghur script', in: *Journal Asiatique* 269, pp. 347–60.
- , 1983: 'Indian elements in Parthian and Sogdian', in: K. Röhrborn and W. Veenker (eds.), *Sprachen des Buddhismus in Zentralasien*, Wiesbaden, pp. 132–41.
- , 1984: 'The Sogdian "Rhythmic Law"', in: W. Skalmowski and A. v. Tongerloo(eds.), *Middle Iranian studies*, Leuven, pp. 203–15.
- , 1985: *The Christian Sogdian manuscript C 2* (Berliner Turfantexte XII), Berlin.
- , 1986a: 'Sogdian " $\ddot{o}prm$ and its cognates', in: R. Schmitt and P. O. Skjaervø (eds.), *Studia Grammatica Iranica, Festschrift für Helmut Humbach*, Munich, pp. 407–24,
- , 1986b: 'Sogdian *kw* and Slavonic *ku*', in: I. M. D'jakonov(ed.), *Peredneaziatskij Sbornik* IV, Moscow, pp. 116–21.
- Smirnova, O. I., 1970: *Očerki iz istorii Sogda*, Moscow.
- , 1981: *Svodnyj katalog sogdijskix monet*, Moscow.
- Sundermann, W., 1974: 'Nachlese zu F. W. K. Müllers "Soghdischen Texten I", 1. Teil', in: *Altorientalische Forschungen* 1, pp. 217–55.
- , 1984: 'Probleme der Interpretation manichäisch-soghdischer Briefe', in: *Acta Antiqua Academiae Scientiarum Hungaricae* 28, pp. 289–316.
- , 1985: *Ein manichäisch-soghdisches Parabelbuch* (Berliner Turfantexte XV), Berlin.
- Weber, D., 1972: 'Zur sogdischen Personennamengebung', in: *Indoger-*

- manische Forschungen* 77, pp. 191–208.
- Yamamoto, T. and Ikeda, O., 1987: *Tun-huang and Turfan Documents concerning social and economic history* III, Tokyo.
- Yang Lien-sheng, 1955: ‘Notes on Maspero’s *Les documents chinois de la troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie Centrale*’, in: *Harvard Journal of Asiatic Studies* 18, pp. 142–58.
- Yoshida, Y., 1979: ‘On the Sogdian infinitives’, in: *Journal of Asian and African Studies* 18, pp. 181–95.
- , 1988: Review of Sundermann 1985, in: *BSOAS* 51, pp. 148–50.
- 池田 溫, 1979:『中国古代籍帳研究』 東京, 東京大学東洋文化研究所。
- , 1980:「敦煌の流通経済」『講座敦煌3 敦煌の社会』 東京, 大東出版社, pp. 297–343.
- , 1983:「口馬行考」『佐久間重男教授退休記念中国史・陶磁史論集』 東京, 燐原, pp. 31–57.
- , 1984:「中国古代買田・買園券の一考察」『西嶋定生博士還暦記念 東アジア史における国家と農民』 東京, 山川出版社, pp. 259–96.
- , 1986a:「中国古代の奴婢觀」『中村治兵衛先生古稀記念 東洋史論叢』 東京, 刀水書房, pp. 25–44.
- , 1986b:「中国古代契約文書の整理」『中国朝鮮文書史料研究』 東京, 東京大学東洋文化研究所東アジア部門(汲古書院), pp. 1–31.
- , 1986c:「吐魯番・敦煌契券概觀」『漢学研究』 4–2, pp. 9–57.
- 殷 晴, 1987:「一件新発現的于闐語文書」『民族研究』 1987–6, pp. 94–100.
- 岡崎 敬, 1965:「サーサーン・ペルシア銀貨とその東伝について」『西南アジア研究』 14, pp. 31–46. (同氏『東西交渉の考古学』 東京, 平凡社, 1973, pp. 249–65 に再録)
- 夏 翁, 1957:「中国最近発現の波斯薩珊朝銀幣」『考古学報』 1957–2. 和訳:

- 「中国で最近発見されたササン朝ペルシャの銀貨」 夏鼐『中国考古学研究』 東京, 学生社, 1981, pp. 214-33.
- , 1974:「綜述中国出土的波斯薩珊朝銀幣」『考古学報』1974-1. 和訳:「中国出土のササン朝ペルシャ銀貨総論」『上掲書』pp. 301-26.
- 姜伯勤(池田温訳), 1986a:「敦煌・吐魯番とシルクロード上のソグド人(1)」『季刊東西交渉』5-1, pp. 30-39.
- , 1986b:「同上(2)」『上掲誌』5-2, pp. 26-36.
- 熊本 裕, 1985:「*Hagauṣṭa. sūli.*」『IBU四天王寺国際仏教大学文学部紀要』17, pp. 1-22.
- 桑山正進, 1982:「東方におけるサーサーン式銀貨の再検討」『東方学報』54, pp. 101-72.
- 吳 震, 1981:「麁氏高昌國史索隱」『文物』1981-1, pp. 38-46.
- 佐藤智水, 1979:「麁氏高昌国の王統について」『月刊シルクロード』5-5, pp. 9-16.
- 嶋崎 昌, 1977:『隋唐時代の東トルキスタン研究』 東京, 東京大学出版会
- 朱 雷, 1983:「論麁氏高昌時期的『作人』」, 唐長孺(編)『敦煌吐魯番文書初探』 武漢大学出版社, pp. 32-65.
- 庄垣内正弘, 1986:「ウイグル文献に導入された漢語に関する研究」『内陸アジア言語の研究』Ⅱ (=神戸市外国語大学 外国学研究 XVII), pp. 17-156.
- 高田時雄, 1988:『敦煌資料による中国語史の研究——九・十世紀の河西方言——』 東京, 創文社.
- 竹波隆良, 1987:「漢六朝期における人身の売買と質入れ」『歴史学研究』1987-2 (No. 564), pp. 1-12, 64.
- 鄭學樸, 1986:「十六国至麁氏王朝時期高昌使用銀錢的情況研究」, 韓国磐(編)『敦煌吐魯番出土經濟文書研究』 厦門大学出版社, pp. 293-318.
- 中田 熊, 1943:『法制史論集 第三卷』 東京, 岩波書店.

- 仁井田 隆, 1937 :『唐宋法律文書の研究』 東京 (復刻版, 東京, 東京大学出版会, 1983).
- , 1960 :『中国法制史研究 (土地法・取引法)』 東京, 東京大学出版会.
- , 1962 :『中国法制史研究 (奴隸農奴法・家族村落法)』 東京, 東京大学出版会.
- 馬 雍, 1986 :「突厥与高昌麁氏王朝始建交考」 『向達先生紀念論文集』 烏魯木齊, 新疆人民出版社, pp. 353-64.
- 堀 敏一, 1987 :『中国古代の身分制——良と賤』 東京, 沢古書院.
- 護 雅夫, 1967 :『古代トルコ民族史研究 I』 東京, 山川出版社.
- 森安孝夫, 1977 :「チベット語史料中に現われる北方民族 —— Dru-gu と Hor ——」 『アジア・アフリカ言語文化研究』 14, pp. 1-48.
- 山田信夫, 1963 :「ウイグル文売買契約書の書式」 『西域文化研究 6 (歴史と美術の諸問題)』 京都, pp. 31-62.
- , 1965 :「ウイグル文貸借契約書の書式」 『大阪大学文学部紀要』 11, pp. 87-216.
- , 1971 :「トルコ族とソグド商人」, 山田信夫(編) 『ペルシアと唐』 (東西文明の交流 2) 東京, 平凡社, pp. 276-335.
- , 1972 :「ウイグル文奴婢文書 及び 養子文書」 『大阪大学文学部紀要』 16, pp. 161-267.
- 吉田 豊, 1984 :「ソグド語の『究竟大悲經』について」 『アジア・アフリカ言語文化研究』 27, pp. 76-94.
- , 1985 :「大谷探検隊将来中世イラン語文書管見」 『オリエント』 28, pp. 50-65.

Av. = Avestan ; GMS = Gershevitch 1954 ; Intox. = MacKenzie 1976, pp. 7-11 ; NP = New Persian ; P8 = Pelliot sogdien 8, in Benveniste 1940 ; SCE = MacKenzie 1970b ; TTD = Yamamoto & Ikeda 1987 ; Vim. = MacKenzie 1976, pp. 18-31 ; VJ = Benveniste 1946 ; Nov. 3, Nov. 4, B-4, B-8, B-1 and B17, in Livšic 1962